

付属報告書-11

GIS 解析

中華人民共和国 水利権制度整備

最終報告書

第5巻

カテゴリー3 モデル地区におけるケーススタディー

付属報告書-11

GIS 解析

目次

	頁
第1章 GIS データ整備	付属 11-1
1.1 基本図データ.....	付属 11-1
1.2 行政界データ.....	付属 11-1
1.3 小流域区分データ.....	付属 11-1
1.4 その他のデータ.....	付属 11-3
第2章 GIS 解析	付属 11-4
2.1 水供給解析.....	付属 11-4
2.2 水需要分析.....	付属 11-6
第3章 GIS 空間データベースを基礎にした統合水資源情報管理システムの提案	付属 11-8
3.1 目的.....	付属 11-8
3.2 背景.....	付属 11-8
3.3 実施計画.....	付属 11-8
3.4 事業評価.....	付属 11-9

図表目次

表

		頁
表 1.1.1	太子河流域基本図データのレイヤー構成.....	付属 11-1
表 1.2.1	太子河流域内の行政界データのレイヤー構成.....	付属 11-1
表 1.3.1	流域分割と面積集計表.....	付属 11-2
表 2.1.1	太子河流域内の年平均降雨量.....	付属 11-5
表 2.1.2	太子河流域内の地下水涵養量と使用量比較表.....	付属 11-6
表 2.2.1	2003 年太子河流域水利用比較表.....	付属 11-7
表 3.3.1	実施スケジュール.....	付属 11-8

図

		頁
図 1.1.1	太子河流域 25 万部の 1 基本図データ.....	付属 11-1
図 1.3.1	太子河流域界図.....	付属 11-2
図 2.1.1	太子河流域年平均雨量分布図.....	付属 11-4
図 2.1.2	太子河流域一人あたり年平均雨量分.....	付属 11-4
図 2.1.3	太子河流域内の地下水分布図.....	付属 11-5
図 2.2.1	太子河流域内の農業用水分布図.....	付属 11-6
図 2.2.2	太子河流域内の工業用水分布図.....	付属 11-6
図 2.2.3	太子河流域内の一人あたり年平均生活用水分布図.....	付属 11-7
図 3.3.1	システムのイメージ図.....	付属 11-9

第1章 GIS データ整備

1.1 基本図データ

本調査では、25 万分の 1 地形図から GIS 基本データセットを作成した。GIS 基本データには、河川、湖泊、鉄道、道路などのレイヤーが含まれている。これら GIS 基本データのイメージやレイヤー構成は図 1.1.1 と表 1.1.1 に示している。

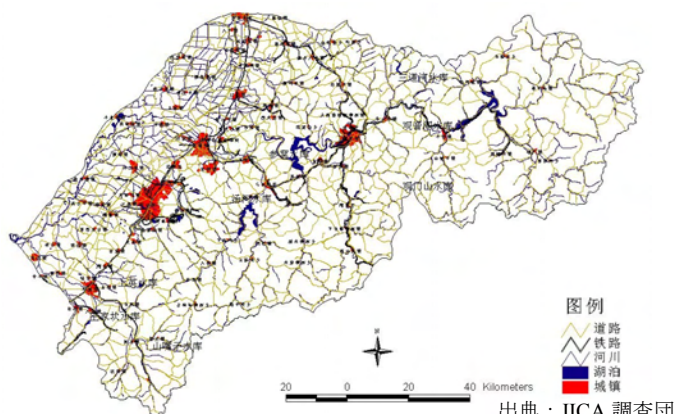


図 1.1.1 太子河流域 25 万部の 1 基本図データ

表 1.1.1 太子河流域基本図データのレイヤー構成

レイヤー名	形態	属性
道路	ライン	市区郷鎮の名前と中国国家標準の GB コード
鉄道	ライン	中国国家標準の GB コード
河川	ライン	中国国家標準の GB コード、主要河川の名前
湖泊	ポリゴン	GB コード、主要河川とダムの名前
市街区域	ポリゴン	GB コード、市区郷鎮の名前

出典：JICA 調査団

1.2 行政界データ

上記に示した基本図データのほか、JICA 調査団は水需要を予測するために、郷鎮レベルの行政界データを作成した。このデータを用いて、行政レベルでの工業用水、農業用水、生活用水の需要予測ができる。さらに、小流域内の地下水、地表水のポテンシャルと合わせて解析し、地域における水利用の収支状況がわかる。この行政界データは表 1.2.1 にしめた項目が含まれる。

表 1.2.1 太子河流域内の行政界データのレイヤー構成

レイヤー名	形態	属性
市界	ポリゴン	市の名前、面積
区界	ポリゴン	標準 GB コード、市区の名前、面積
郷鎮界	ポリゴン	標準 GB コード、市区郷鎮の名前、面積
村	ポイント	ID、市区郷鎮の名前、村の名前

出典：JICA 調査団

1.3 小流域区分データ

太子河流域に関する水収支計算などを行う基礎データとして、太子河流域の小流域区分データを作成した。作成手順は以下のとおりである。

(1) 太子河流域界データ—遼寧省水利庁より入手

調査対象範囲である太子河流域の流域界は、遼寧省水利水電科学院を通じて遼寧省水利庁が使用している流域界データを入手し、水利庁による他の調査結果と整合するようにした。

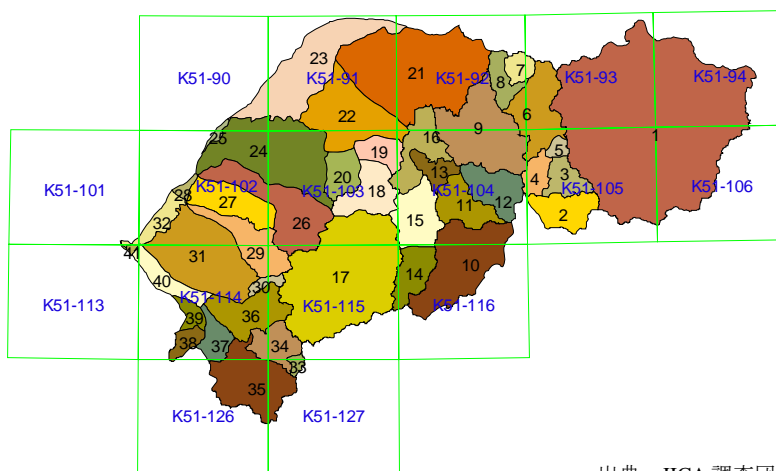
(2) 小流域界データ—NASA の 100 メーター解像度 DEM データより推定

小流域界は米国 NASA が作成した 100 メーター解像度の DEM を等高線に変換し、等高線の地形を用いて小流域界を推定した。

(3) 小流域界修正データ—行政界データ

小流域界のうち、行政界と重なる部分については行政界ラインと一致するように修正を行った。

上記により得られた太子河流域内の小流域区分データを図 1.3.1 に示す。



出典：JICA 調査団

図 1.3.1 太子河流域界図

図 1.3.1 に示すとおり、太子河流域界は 17 枚の 25 万分の 1 地形図にカバーされ、最終的に 41 個の小流域に区分された。各小流域の面積を表 1.3.1 に示す。

表 1.3.1 流域分割と面積集計表

流域番号	面積 (m2)	流域番号	面積 (m2)	流域番号	面積 (m2)
1	2,812,145,152	15	264,724,848	29	264,792,080
2	209,115,600	16	241,303,312	30	37,030,056
3	129,457,152	17	1,176,291,328	31	645,527,808
4	99,327,624	18	237,402,688	32	106,143,400
5	37,555,376	19	124,410,824	33	25,471,564
6	342,361,824	20	151,983,328	34	167,726,992
7	77,606,160	21	1,045,050,752	35	440,206,688
8	115,301,560	22	492,364,960	36	278,678,560
9	575,119,552	23	617,123,904	37	117,528,344
10	556,443,712	24	717,126,592	38	69,310,944
11	213,424,560	25	19,458,340	39	63,127,356
12	230,500,768	26	463,734,144	40	144,823,104
13	100,807,264	27	260,314,240	41	9,446,359
14	185,214,864	28	27,339,892	合計	13,892,823,575

出典：JICA 調査団

1.4 その他のデータ

GIS 基本データの属性として、経済統計や社会調査などの情報を入力し、これら属性情報を用いた解析ができる。本調査で入力した GIS 属性データは以下のとおりである。

(1) 人口統計データ

人口統計データは郷鎮レベルと区県レベルのデータに分けて、それぞれ、郷鎮と区県のレイヤーにリンクした。データには、2003 年の人口データをベースに予測した 2020 年の人口データも含まれる。また、人口と面積をベースに算出した 2003 年と 2020 年の人口密度のデータも含まれる。

(2) 社会調査データ

社会調査データは郷鎮や村の名前によって、調査項目を郷鎮レベルの行政界データ、または村のポイントデータの属性としてリンクした。

第 2 章 GIS 解析

2.1 水供給解析

(1) 雨量解析

太子河流域内 14 箇所雨量観測所の位置と 1984 年から 2003 年までの年平均雨量を GIS データに変換した。さらに、14 箇所の観測所の平均雨量から 10mm 間隔の等雨量線を発生させ、図 2.1.1 に示した流域全体の雨量分布図を得た。また、GIS 統計分析によって、流域全体の総雨量は約 10、602 百万 m³ であることがわかった。

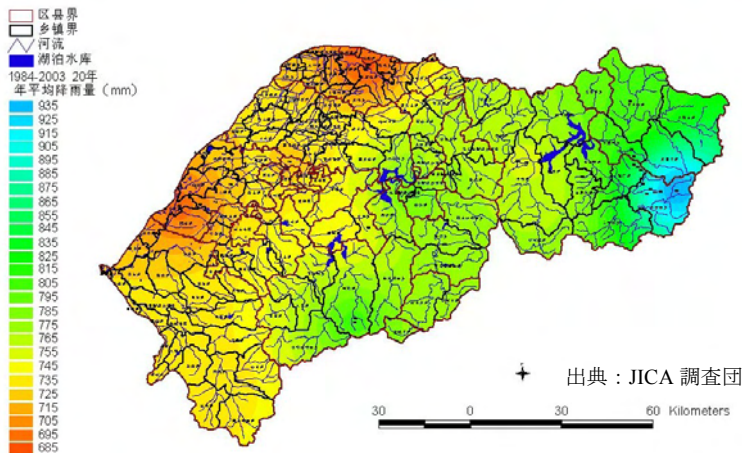


図 2.1.1 太子河流域年平均雨量分布図

上記の年平均雨量と人口統計データを用いて、GIS による一人あたりの年平均雨量の解析を行った。結果として流域全体の一人あたりの平均年降雨量は 1,788mm/人 に対し、下流域の鞍山市や遼陽市などは 100mm/人 以下、上流域の本溪満族自治県と新濱満族自治県は 8,000mm/人 と地域によって、一人あたりの年平均降雨量の格差が大きくなる (図 2.1.2 及び表 2.1.1 参照)。

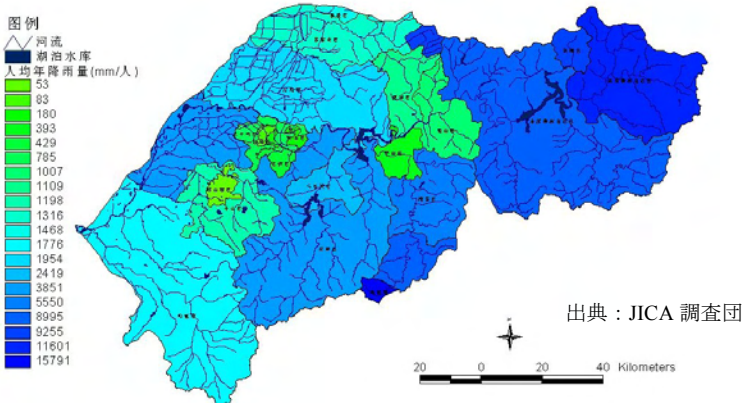


図 2.1.2 太子河流域一人あたり年平均雨量分布図

表 2.1.1 太子河流域内の年平均降雨量

区県名称	コード	2003 年人口	年平均降雨量(mm)	年人均降雨量(mm/人)
蘇家屯区	210111	368,717	485,069,692	1,316
東陵区	210112	25,911	38,042,197	1,468
鞍山市区	210300	1,219,604	64,357,829	53
千山区	210311	334,586	400,957,031	1,198
海城市	210381	916,910	1,628,681,197	1,776
撫順県	210421	18,797	173,963,536	9,255
新賓満族自治県	210422	84,179	976,577,500	11,601
平山区	210502	351,328	137,916,564	393
溪湖区	210503	216,349	240,005,650	1,109
明山区	210504	317,523	319,613,865	1,007
南芬区	210505	85,509	474,556,252	5,550
本溪満族自治県	210521	248,255	2,233,046,272	8,995
鳳城市	210682	2,828	44,658,321	15,791
白塔区	211002	210,798	17,393,769	83
文聖区	211003	174,365	31,343,417	180
宏偉区	211004	118,972	51,035,591	429
太子河区	211011	137,045	107,606,231	785
弓長嶺区	211012	91,615	221,608,055	2,419
遼陽県	211021	522,289	2,011,523,617	3,851
灯塔市	211022	483,005	943,848,684	1,954
合計		5,928,585	10,601,805,270	1,788

出典：JICA 調査団

(2) 地下水解析

太子河流域の帯水層分布域全体の地下水涵養量は約 1,351 百万 m³ で、そのうち、約 71%の 960 百万 m³ が使われている。各地域における地下水の使用量を表 2.1.2 に示した。地下水を過剰に取水している鞍山市や遼陽市では、不足分は周辺の千山区、遼陽県及び灯塔県などから取っていると思われる。この検討から鞍山と遼陽地域における地下水の涵養量は底つくほど使用されていることがわかる。この地下水過剰取水箇所である鞍山と遼陽地域では地下水位の低下現象（中国では漏斗現象と呼ばれる）が発生しており、今回の検討結果と整合するものとなっている（図 2.1.3 参照）。



出典：JICA 調査団

図 2.1.3 太子河流域内の地下水分布図

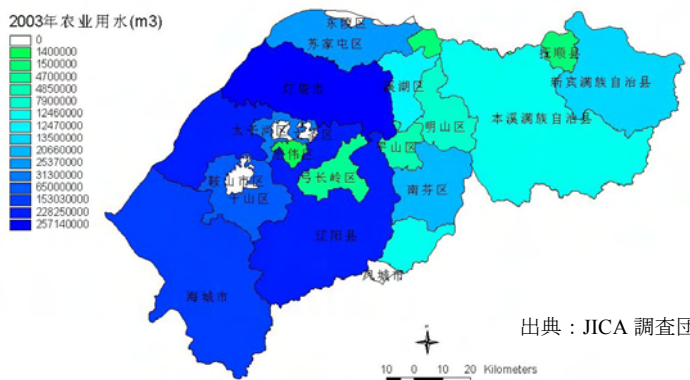
表 2.1.2 太子河流域内の地下水涵養量と使用量比較表

区県名称	コード	地下水涵養量(m3)	地下水使用量(m3)	理論地下水残量(m3)	実際地下水残量(m3)
東陵区	210112	15,611,109	0	15,611,109	15,611,109
蘇家屯区	210111	138,010,252	31,670,000	106,340,252	106,340,252
撫順県	210421	11,964,383	0	11,964,383	11,964,383
溪湖区	210503	32,512,435	0	32,512,435	32,512,435
灯塔市	211022	331,026,065	191,670,000	139,356,065	7,476,623
明山区	210504	9,584,948	0	9,584,948	9,584,948
白塔区	211002	7,535,850	142,340,000	-134,804,150	0
文聖区	211003	9,528,252	0	9,528,252	9,528,252
太子河区	211011	43,383,936	54,990,000	-11,606,064	0
平山区	210502	3,942,004	0	3,942,004	3,942,004
宏偉区	211004	14,871,542	5,300,000	9,571,542	9,571,542
鞍山市区	210300	20,292,083	64,990,000	-44,697,917	0
弓長嶺区	211012	14,715,125	13,030,000	1,685,125	1,685,125
南芬区	210505	3,020	0	3,020	3,020
遼陽県	211021	273,030,772	258,500,000	14,530,772	0
千山区	210311	98,677,277	28,200,000	70,477,277	25,779,360
海城市	210381	323,570,281	169,700,000	153,870,281	153,870,281
本溪満族自治県	210521	3,459,432	0	3,459,432	3,459,432

出典：JICA 調査団

2.2 水需要分析

太子河流域の3分野（農業、工業および生活用水）に関して、流域内各地域の2003年水需要量を表2.2.1に示した。これらのデータをGISデータベースの属性データとしてリンクし、GIS分析を行った。



出典：JICA 調査団

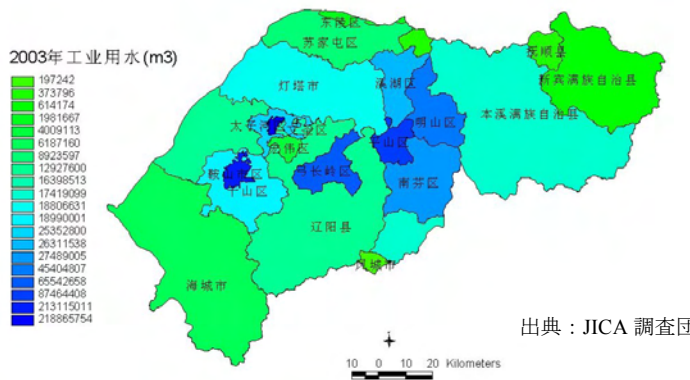
図 2.2.1 太子河流域内の農業用水分布図

(1) 農業用水分析

農業用水は主に遼陽、灯塔、海城の大型灌漑区に集中している。2003年の総用水量は約840百万m³である。

(2) 工業用水分析

工業用水は農業とは逆に、大型国営工場の集中する鞍山市（鉄鋼業）、本溪市（鉄鋼業）、遼陽市の弓長嶺区（鋳業）に集中している。2003年の用水総量は約816百万立米である。



出典：JICA 調査団

図 2.2.2 太子河流域内の工業用水分布図

(3) 生活用水分析

生活用水は都市部に集中している。遼陽市は鞍山市、本溪市と比べ、一人あたりの年平均生活用水量は多い。農村のレベルでは上流域の本溪満族自治県は他の地域と比べ、一人あたりの年平均生活用水量は多くなっている。流域全体の生活用水総量は約 229 百万立米である。

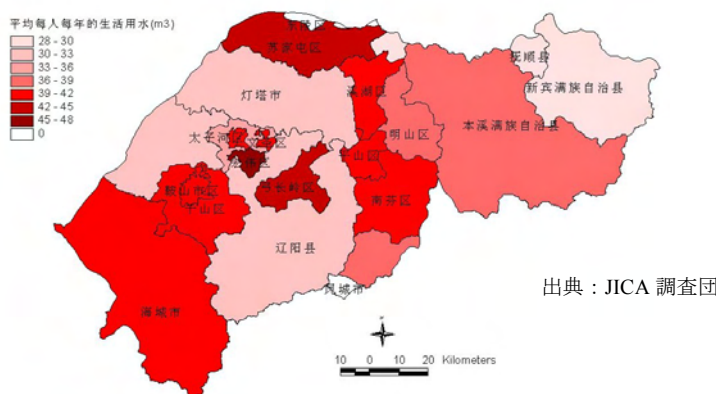


図 2.2.3 太子河流域内の一人あたり年平均生活用水分布図

表 2.2.1 2003 年太子河流域水利用比較表

区県名称	コード	農業用水(m3)	工業用水(m3)	生活用水(m3)
新賓満族自治県	210422	13,500,000	614,174	2,376,494
東陵区	210112	0	1,981,667	1,252,962
蘇家屯区	210111	25,370,000	8,923,597	16,044,565
撫順県	210421	1,500,000	373,796	547,463
溪湖区	210503	12,470,000	26,311,538	8,758,520
灯塔市	211022	257,140,000	18,806,631	15,576,119
明山区	210504	7,900,000	45,404,807	12,198,069
白塔区	211002	0	218,865,754	8,586,062
文圣区	211003	0	16,398,513	7,275,454
太子河区	211011	31,300,000	25,352,800	4,624,348
平山区	210502	4,850,000	87,464,408	13,745,906
宏偉区	211004	1,400,000	4,009,113	5,375,398
鞍山市区	210300	0	213,115,011	49,758,279
弓長嶺区	211012	4,700,000	65,542,658	3,947,160
南芬区	210505	20,660,000	27,489,005	3,538,116
遼陽県	211021	228,250,000	12,927,600	16,032,648
千山区	210311	65,000,000	18,990,001	13,591,717
海城市	210381	153,030,000	6,187,160	36,053,107
鳳城市	210682	0	197,242	181,704
本溪満族自治県	210521	12,460,000	17,419,099	9,138,628
合計		839,530,000	816,374,574	228,602,719

出典：JICA 調査団

第3章 GIS空間データベースを基礎にした統合水資源情報管理システムの提案

3.1 目的

- ▶ 水資源の有効管理と予測
- ▶ 水資源の合理的利用に関する研究
- ▶ 水資源管理政策策定への支援ツール

3.2 背景

本調査の実施を通じて、太子河流域の25万分の1の基本GISデータベースが整備されている。また、GIS空間管理エンジンソフトウェアのARCGIS-ARCINFOも導入済みである。さらに、地下水、地表水、水文データ、工業、農業、生活用水などの既存情報も整理済みである。一方、遼寧省水利庁では、中国国内の研究機関と共同で、「太子河流域水資源リアルタイムモニタリングシステム」のシステム化の研究開発も行っている。従って、上述の整備された情報やシステムを統合し、GIS空間データベースを基礎にした統合水資源情報管理システムの構築が可能である。

3.3 実施計画

(1) 実施機関

遼寧省水利庁

(2) 実施範囲

太子河流域

(3) 実施方法

水利庁の予算で外部の情報システム関連コンサルタントにシステム作成と運営管理を委託する。

(4) 実施期間

2005年9月から2007年8月までの2年間を想定し、実施項目と期間は以下になる。

表 3.3.1 実施スケジュール

実施項目/実施期間	2005			2006			2007		
データベース設計と構築				■	■	■			
システム開発							■	■	■
技術者育成と管理業務への応用								■	■

(5) 実施プロセス

- ① 全流域 5 万分の 1 基本図データの整備、個別地域 1 万分の 1 土地利用、行政区分データの整備、水資源関連データの収集とデータ更新モデルの設計。
- ② 水利庁内部の GIS 管理技術者の育成、情報システム利用について関係機関への普及教育を行う。
- ③ システムの構築と管理業務への応用。

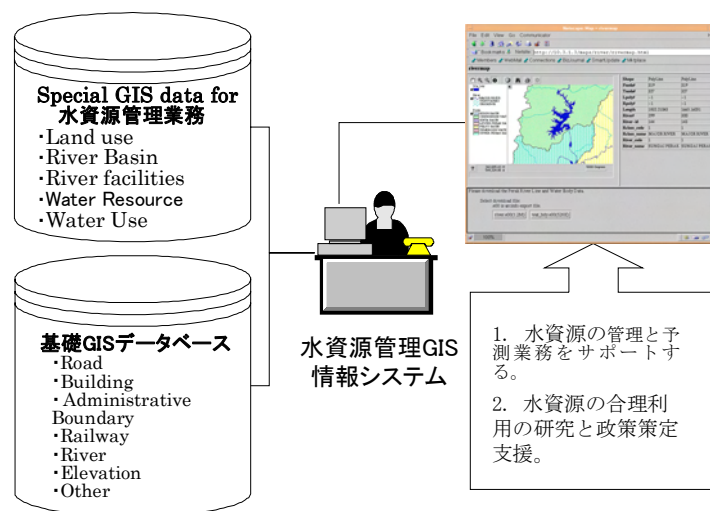


図 3.3.1 システムのイメージ図

(6) 事業費用

データベースとシステム構築：150 万元＋諸経費

年間サポートと運営管理費用：50 万元＋諸経費

3.4 事業評価

水資源の情報化によって、流域全体の水資源総量の分布と利用状況の詳細がわかる。また、水資源の正確な予測ができ、水資源の合理的な利用における効果的な政策策定への支援ができる。さらに、水利庁の管理技術のレベルアップと水資源管理者の意識向上にもつながる。ただし、実施過程において、以下の点を留意すべきである。

- ① ハードウェアよりソフトウェアの整備に重点をおく。
- ② アプリケーション開発より、情報システムの基礎となる高精度なデータベースの整備と更新に注力する。
- ③ 技術者に対しては、実用的な基礎技術の習得を中心に置く習慣を身に付けさせる。

付属報告書-12

遼寧省水関連法制度条文（和訳）

中華人民共和國 水利権制度整備

最終報告書

第5巻

カテゴリー3 モデル地区におけるケーススタディー

付属報告書-12

遼寧省水関連法制度条文（和訳）

目次

	頁
遼寧省「中華人民共和國水土保持法」を実施する方法.....	付属 12-1
遼寧省河川管理条例.....	付属 12-7
遼寧省水利庁取水許可審査承認管理方法.....	付属 12-13
遼寧省取水許可制度実施細則.....	付属 12-18
省水利庁、土地局の「既設水利施設の管理と保護範囲の確定に関する意見」を配布する通達.....	付属 12-24
水利工程建設項目について報告制度を実施する通達.....	付属 12-28
遼寧省水利工事建設監理管理方法.....	付属 12-29
遼寧省水利施設水費徴収及び使用管理規則.....	付属 12-35
水資源費、汚水処理費の徴収基準と省の直属貯水池の供水価格の調整及び関連事項に関する通達...	付属 12-40
遼寧省都市用水の節水管理実施方法.....	付属 12-46
遼寧省遼河流域水資源防止条例.....	付属 12-50
遼寧省汚染排出許可書の管理方法（試行）.....	付属 12-57
遼寧省地下水資源保護条例.....	付属 12-62
遼寧省における農業灌漑の水源、灌漑排水施設及び灌漑耕地の占用に関する管理規則.....	付属 12-67
遼寧省農業投資条例.....	付属 12-71

遼寧省「中華人民共和国水土保持法」を実施する方法

(1994年5月26日遼寧省第八回人民代表
大会常務委員会第八次会議に可決された)

第一章 総則

- 第一条 中華人民共和国水土保持法(以下は「水土保持法」と略称する)と「中華人民共和国水土保持法実施条例」(以下は「実施条例」と略称する)の規定により、当省の情況に合わせて、当方法を制定する。
- 第二条 遼寧省行政区域内に自然資源開発、生産建設活動に従事する全ての機関と個人は当方法を遵守しなければならない。
- 第三条 当方法に言う水土保持とは水土流失に採用した予防と処理措置を指す。水土流失とは自然要素と人為活動により齎された水土資源の破壊と損失を指す。
- 第四条 省、市、県(含む県クラス市、区、以下同じ)人民政府の水行政主管部門は同行政区域の水土保持活動を主管する。所属される水土保持監督管理機構は具体的に水土保持活動の監督、管理責任を持つ。
市辖区に水行政主管部門を設置していなければ、水土保持活動は所在市の水行政主管部門が責任を持つ。
- 第五条 水土保持活動は統一管理、綜合防除と水土流失を引起す当事者が整備、処理の責任を負う原則を堅持する。
- 第六条 水土流失の綜合防除は政府の資金投入と大衆の労働投入を結びつく原則堅持する。
既に効用を發揮した大中型水利、水電工事に対して、ダム地区流域防除任務の必要に従い、毎年徴収した水道代、電気代から一部の資金を取出して、ダム、発電所が当ダム範囲および上流の水土保持に使用するとし、具体的方法は省政府が決定する。省水行政主管部門は責任を持って組織し、実施させる。
- 第七条 各クラス人民政府は水土保持に計画されて確定された任務について、法律により多层次、多ルートにて水土保持資金を集金する。

小型農地水利補助金およびその他水利建設に使用する資金を一定の比率で水土保持に使用しなければならない。

事業体と個人の資金繰りや社会の資金を吸収して水土流失の処理に使用することを励ます。

第八条 水土流失を重点防除地区の人民政府は政府指導者任期内の水土保持目標査定制度を設立する。県人民政府の水行政主管部門は毎年別々当クラスの人民代表大会の常務委員会と上級水行政主管部門に水土保持活動を報告する。

第九条 各クラス人民政府の計画、農業、林業、土地、地質、鉱山、交通、環境保護等の関係部門は水行政主管部門に協力して水土保持活動を良くする。

第二章 予防

第十条 各クラス人民政府は水土保持施設の管理制度を完全に制定して、水土保持施設の管理と維持保護を強化し、人民大衆による植木、植草を実施させ、植物の被覆面積を拡大して、水土流失を防止する。

第十一条 県以上の水行政主管部門は同行政区の水土流失状況により水土流失の重点防除地区を決め、同流域人民政府に報告し、批准を受けてから公布する。

第十二条 山区、丘陵地区、砂嵐地区で鉄道、道路、水工事などの建設工事を建設し、鉱山企業、電力企業とその他水土保持を破壊するプロジェクトの設立に関する環境影響への説明レポートに水土保持方案を提出しなければならず、水行政主管部門に審査、同意され後、(水土保持方案許可証)を発給する。水土保持方案の主要内容には下記の内容を含むべきである。

- (一) 生産建設プロジェクトおよびその影響範囲内の自然、地理概況、
- (二) 水土流失に対する予測、
- (三) 法律により制定した防除措置、
- (四) 水土流失防除費用の概算、予算、
- (五) 防除投資の効用分析、
- (六) 防除措置の実施年度計画。

審査、同意された水土保持方案は無断変更されず、元審査機関の同意を受けなければならない。

第十三条 水土保持方案の審査批准権限：

- (一) 市を跨る或は土地面積を 20ha(300 ム)以上(含む同数、下同じ)破壊するものは、省水行政主管部門に審査、批准される。
- (二) 県を跨る或は土地面積を 10ha(150 ム)以上破壊するものは、市水行政主管部門に審査、批准される、
- (三) 県内或は土地面積を 10ha 以下破壊するものは県行政主管部門に審査、批准される。

第十四条 〈水土保持法〉を施行前、建設済或は建設中の水土流失生産建設プロジェクトについて、生産機関と個人は「実施条例」が実施後 2 年以内に水土流失防除措置を提出して、県水行政主管部門に申告し、批准後、実施しなければならない。

第十五条 二十五度以上の傾斜地で農作物の開墾、栽培を禁止する。

山地、丘陵地区、砂嵐地区で薬材の掘出し、栽培、野生灌木の掘り出し、木炭の焼き、煉瓦と瓦の焼き、石灰の焼き等の生産活動に従事する企業と個人は水土保持措置をとり、水土流失を防止しなければならない。

下記区域で荒地を開墾する或は砂を掘ることを禁止する。

- (一) 谷間の側面の傾斜部分、溝エンドの上部、
- (二) ダムエリアの周辺地帯、
- (三) 砂漠化深刻の地区、
- (四) 山の背の地帯、
- (五) 山崩れ、地すべり、落盤危険場所および土石流が発生し易い地区、
- (六) その他水土流失が起き易い地区。

上記条項に列記地区の具体的範囲は県以上の人民政府に確定し公告すること。

第三章 処理

第十六条 水土流失の処理は統一計画、総合処理すること。処理、保護を水土資源の開発利用と結びつけ、工事措置を植物措置と結びつけ、耕地工事を貯水、土保護の耕作措置と結びつけ、普通工事を重点工事と結びつけることを実行する。

水力侵食地区では、天然の溝および両側の山側面の傾斜地が形成された小流域をユニットとして、全面的に計画し、害により防止措置を設け、一段一段と堰き止め、貯水し、集中して連続処理を行うことにより、水土流失に対する総合防除システムを確立する。

風力侵食地区では、水源開発、水導入、砂移転、植木、植草、人工沙障子と網状林を設置する等の措置により、防風、防砂林体制を作り、砂嵐の危害を制御する。

第十七条 県水行政主管部門と郷人民政府は批准された水土保持計画に従い、具体的な処理計画を作成すること。開墾禁止の傾斜度以下 15 度以上の荒山、墓地について、水平槽等の坡面貯水、土保持工事を建設して、経済林を作ることが出来る。15 度以下 5 度以上、土層の厚さが 0,5m 以上である傾斜地は農業水平段々畑と果樹台畑果を建設することが出来る。

第十八条 水土流失地区の集団所有の土地について、個人、家庭連合、專業チームに請負い、使用させる場合、水土流失を処理責任を請負い契約に記入すべきである。請負い契約に処理規準、完成期限および契約違反責任などを明記すること。契約に決めた処理責任を拒否する者に対して、農業集団經濟組織体はその請負った土地を回収する権利を持つ。当方法が施行前に請負契約に処理責任を記入しなかった土地は、相応の内容を補充すること。

第十九条 事業体或は個人は建設や生産過程には水土保持措置を取らなければならない。起こした水土流失に責任を持って処理し、処理能力がないものは、水土流失の防除費を水行政主管部門に納付し、水行政主管部門から責任を持って処理する。生産建設プロジェクトは着工後 3 年以内処理できなければ、水土上流失防除費を水行政主管部門に納付し、専用口座に保管して、事業体、個人或は水行政主管部門により年毎の処理に使用される。

水土保持方案に基づき確定された水土流失防除費は特別金として専用して、水行政主管部門からの監督を受ける。

建設と生産過程に水土保持工事施設、植物施設と元地形を損害すれば、実際の損失により水行政主管部門に水土流失補償費を納入すること。

第二十条 水土流失防除費は建設と生産項目の予算に取り入れなければならない。水土流失防除費の徴収規準と使用管理方法は省財政部門、物価部門が省水行政主管部門と共同で制定する。水土流失防除費は水土流失の予防と処理に使用しなければならず、如何なる個人は途中で差し止め、流用してはいけない。

第四章 監督

第二十一条 県クラス以上の水行政主管部門およびそれに所属する水土保持監督管理機構は

(水土保持法)、(実施条例)と当方法の執行情況に監督、検査を実施する。検査された事業体と個人はそれを拒否する或は阻害してはいけない。

第二十二條 県クラス以上水行政主管部門とそれに所属する水土保持監督管理機構の水土保持監督人員は省水行政主管部門の考課を経て合格後、省人民政府により統一して水土保持監督県査証を発給される。

郷人民政府の水土保持監督人員は県水行政主管部門の考課を経て、合格後、県人民政府により監督検査証を発給する。

水土保持監督人員は法により職務を執行する時、水土保持監督検査証明書を提示しなければならない。

第二十三條 水土流失防除任務を有する事業体は定期的に県以上水行政主管部門に当機関の水土流失防除活動の状況を通告して、監督、奨励と処罰を引受けること。

第五章 奨励と処罰

第二十四條 下記行為の一つがある事業体と個人に対して、県以上人民政府により表彰と奨励される。

(一)真剣に水土保持の法律、法規、規制を執行して、水土流失の予防と処理に顕著な生態効用、経済効果と利益と社会効果と利益を取得したもの、

(二)水土保持活動を支持し、推進に特種な貢献をしたもの、

(三)水土保持科学研究に従事する或は先進技術推進の成績が優れたもの、

(四)水土保持を破壊する行為を摘発した功績があるもの、

第二十五條 当方法第十五条第三条項の規定に違反して、県以上人民政府により確定された区域内で荒地を開墾する或は砂を掘り、石を採取し、土を採取するものは県以上水行政主管部門により違法行為を中止させ、救済措置を講じさせ、500元～5000元の罰金を課する。

第二十六條 当方法第十九条の規定に違反するものは、起こした危害の結果により、1000元～10000元の罰金或は操業停止させて処理する命令を下す。

上記条項に決めた罰金が2000元以下であるものは、県水行政主管部門により決定される、2000元以上のものは県水行政主管部門から県人民政府に報告して決定する。操業停止、処理する命令は市、県人民政府により決定され、国家或は省人民政府直轄事業体の操業停止、処理について、国务院或は省人民政府に申告し、批准を受けること。

第二十七条 罰金は財政機関が統一印刷した罰金伝票を使用すること。罰金は一律に同クラスの財政機関に上納する。

第二十八条 水土保持監督人員の業務怠慢、職権濫用により公的財産、国家と人民の利益に損失を蒙ったものは、その所属機関或は上級主管部署により行政処分を与え、犯罪が構成すれば、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第二十九条 当方法応用中の具体的問題については省水利庁により解釈される。

第三十条 当方法は公布する日より施行する。省人民政府が1983年11月26日配布した「遼寧省水土保持活動実施細則」は同時に廃止する。

遼寧省河川管理条例

(1984年6月9日、遼寧省第六回人民代表大会
常務委員会第八次会議にて可決)

第一章 総則

- 第一条 河川の管理を強化し、工業・農業の生産、鉄道、道路、水路運輸交通と人民の生命・財産の安全を保障し、合理的に河川の水土資源を開発・利用し、四つの近代化建設を促進するために、当条例を制定する。
- 第二条 各レベルの人民政府は河川の統一管理を強化しなくてはならない。県（区）レベル以上の人民政府と地区の地方行政機構の水利部門は河川主管部門とし、河川の流域計画、河川管理、洪水防御調整および各種の業務指導に責任を負う。
- 第三条 都市部（市街区）の河川区間は都市建設部門が管理に責任を負い、河川流域計画方針と都市全体計画に基づき、河川管理、整備と洪水防御を強化する。近郊地区の河川区間は水利部門が管理する。通航航路は交通部門が管理、整備と浚渫に責任を負う。水門やダム貯水池等の施設を建設する如何なる機関は、交通部門の要求に従い、正常な航行を保証しなくてはならない。
- 第四条 各地は必要に応じて、河川管理機構を充実させて強化し、専門の管理と大衆の管理を結合して、河川管理を確実に行う。
- 第五条 都市・農村の各機関、団体、部隊、学校、企業、事業機関と個人は全て本条例を遵守しなくてはならない。

第二章 河川管理

- 第六条 河川と両岸の堤防、護岸施設、堤防保護地、水流及び河川の砂地、石、土材料は全て河川管理部門が計画、整備・管理する。
- 第七条 国の計画により建設された両岸堤防の間は河川の洪水流下範囲とする。堤防のない河川区間には設計洪水により洪水流下範囲を決定する。如何なる事業者と個人

は無断で河川の幅を狭くし、勝手に河川に二線堤、工場、揚水場、家屋、埠頭、高輸水路渠、高い道路を建設してはいけない。また、河川に物資の積み置き、及び鉱石渣、石炭灰、ゴミの捨てを厳禁する。洪水流下に影響する既設の障害物では“設置する者が自ら除去する”といった原則に従い、期限付け除去されなければならない。除去されるまでに、河川管理部門に河川占用料を支払わなければならない。《遼寧省河川管理暫定条例》が公布された後に設置された、洪水流下の障害物が期限内に除去されることを拒否する場合においては、障害物設置事業者の責任者の責任を追及しなければならない。期限内に除去出来ない場合においては、障害物設置事業者は被害地域に対して、安全措置を講じ、それを河川管理部門に提出し、承認を受けてから実施しなければならない。

第八条 河川に工事の建設に当たっては、管理権限別により、河川主管部門に申請のうえ、その審査と同意を受けなければならない。流域面積が 5000km² 以上の大型河川上では、省が審査し、流域面積が 1500 km² 以上 5000 km² 以下の中型河川上では、市(地区レベル)が審査し、流域面積が 1000 km² 以下の小型河川上では、県(区レベル)が審査することとする。市(地区レベル)、県(区レベル)を跨る施設の建設では、その上級機関が審査することとする。市街地の河川区間に施設を建設する場合においては、河川主管部門は都市建設部門とともに審査することとする。

第九条 河川を横断する橋梁の建設は、河川の洪水放流、排水、通航と堤防安全に影響を与えない前提で、河川主管部門の審査・承認を受けた限り、施工が開始できる。審査意見に不服するものは、同レベルの級政府により裁決する。水詰まりが嚴重な原橋梁、引道は計画的に改築、拡張しなければならない。改築、拡張する前に、洪水放流の安全を確保するために橋梁管理機関が洪水前に応急措置を講じなければならない。

第十条 河川内に対岸に危害を及ぼす引流、挑流施設を建設してはならない。二つの市(地区レベル)、県(区レベル)或は鉄道、道路に係わる如何なる新築、改築及び除去する施設は河川流域計画の要求に従って設計し、関係部門との協議後、上級の河川主管部門に報告し、その承認を受けなければならない。その施工にあたっては勝手に施設の規模、基準と標高を変更してはならない。既に危害を起こした導流施設、挑流施設に対しては、上級の河川主管部門の裁決に服従して、期限内に除去しなければならない。

第十一条 河道、砂地において無断で開墾、栽培および植林してはならない。必要な護岸林、

堤防保護林、防風林、砂固定林の建設は県(区レベル)の河川管理部門の承認を受ける必要がある。風口、沙地帯に既存の防風、砂固定林は流水の方向に沿って間伐し帯状の樹林にしなければならない。その他河川の流水に支障となる林は期限付け除去しなければならない。

第十二条 河川に各種の有毒有害な物質を排出してはならない。河川に汚水、廃液を排出するものは、全て「中華人民共和国環境保護法(試行)」、「中華人民共和国水污染防治法」と「遼寧省環境汚染物の排出基準」の関係規定を遵守しなければならない。河川管理部門は環境保護部門に協力して監督・管理を行う。一時に基準に達成できないものは、期限付けて処理しなくてはならない。汚染物の排出による直接損失をうけた機関或は個人に対しては、汚染物排出事業者はその経済損失を弁償しなくてはならない。

第十三条 河川と排水路に堆積物を排出した事業者は被害を受ける機関と個人に経済損失を賠償すると共に県(区レベル)以上の河川管理部門に浚渫費を納付しなければならない。

第十四条 河道と河口の洪水流下範囲および防潮堤内外地における砂、石、土材料の採取は、河川管理部門の承認を受けなければならし、同時に河勢の変化、河川の洪水流下と堤防、水上建築物、鉄道、道路交通の安全に影響してはならない。営利目的な採取は、規定により、県(区レベル)以上の河川管理部門に管理費と採取費を納めなければならない。承認を受けず、勝手に採掘により河川の危険或は施設被害を引き起こしたものは、採取事業者或は個人がその損失を賠償しなくてはならない。

第十五条 河川洪水防御においては、高度の集中・一元的指揮、と管理レベル別の責任制、河川区間別の管理という原則を厳格に実行しなくてはならない。洪水防御の調度命令は、大型河川では省レベル、中型河川では市(地区レベル)、小型河川では県(区レベル)より下すこととする。各レベルの人民政府は統一した調度・指揮に服従しなくてはならない。勝手に河川の流水を遮断し、或は放水する水路を作ってはならない。河沿いには堤防に保護される事業者と個人は無条件に洪水の防御と施設補修の義務を受け持たなければならない。

第三章 施設の管理

- 第十六条 堤防及び両側の堤防保護地、堤防内外地の既存の土取穴、廃棄堤防は河川管理部門管理が管理する。大型河川の堤防保護地においては、堤外地は 50～50m 以上、堤内地は 5～20m 以上とする。中、小型河川堤防の堤防保護地の範囲は、管理レベル別の管理権限により各地から自分で確定することとする。
- 堤防保護地には堤防保護林を建造しなければならない。河川上流区の丘陵部には水源涵養林を建造し、水土保持を確実にを行い、河川の整備を強化し、土砂災害や洪水被害を防御しなくてはならない。
- 第十七条 計画により建設された河川堤防、T 型堤、護岸工等の施設と鉄道、道路、水路橋、送電線、オイルライン等の、河道を跨ぐ施設は確実に保護しなければならない。如何なる事業者と個人は施設周囲の堤防斜面、堤水路に土砂の採取、穴掘り、堤防の開削、窯の建設、放牧、溝の掘削、井戸の掘削、家屋の建築、墓の埋め、爆発、雑物の積置きをしてはならない。また口実を設けて施設に危害を及ぼすことを禁止する。
- 第十八条 河川と洪水防御の施設及び保護林の各種の標識、航行補助施設、一里塚、洪水防御室、水文観測施設、洪水防御に係わる通信及び証照明施設等は如何なる事業者或は個人が損害・破壊してはならない。水文観測と河川測量に著しく影響を及ぼす障害物は除去しなければならない。
- 第十九条 大、中型河川の堤防頂には車輛の通行を禁止する。必ず通行するものは、河川管理部門の同意を受けたうえ、洪水期前に堤防を修復して、洪水期における堤防の完備を保証しなければならない。堤防の堤頂を道路、郷道として利用される堤防区間は使用事業者が原の基準に従い堤防を補強し、路面を建設すると共に、長年において補修と保護を行う。堤頂を跨る各種の道路では坂道を建造し、堤防を開削して通ることを厳禁する。
- 第二十条 堤防を跨るプロジェクト及び護岸施設は、設計の上、各管理レベルの権限により、河川主管部門に報告し、承認をうけなくてはならない。市街区の河川区間と鉄道、道路、送電線及びオイル輸送ライン付近における当プロジェクトは、河川主管部門が都市建設部門と関係部署と共同で審査・承認する。工事竣工後、検収の上、合格のみ限り、使用することが出来る。同時に当プロジェクトを建設する部門は管理と修繕に責任を持ち、堤防の安全を確保する。

第四章 堤防保護林、護岸林の管理

第二十一条 堤防保護林、護岸林と河川内の風砂防護林は県（区）レベル以上の河川管理部門が林業部門と統一に計画し、多様な請負方法を採用して造林と管理を行う。

第二十二条 誰かが造林すると誰かが所有し、協力で造林すれば共有するという原則を堅持する。郷、村集団又は個人が営造した林護岸林、堤防保護林はその収益が郷、村、個人に所有する。また、国家の投資により営造した林、又は土地が河川部門に所有され、郷、村又は個人が営造した林は県レベルの河川主管部門と郷、村、個人との比例で、配分する。

第二十三条 堤防の法面には芝生或いはコマツナギなどの灌木のみを植えることを許し、高木を植えてはならない。すでに植えていた高木林は期限付けその所有者に根までに除去した上、除去後の土穴を埋め固め、堤防の設計基準までに修復しなくてはならない。期限を越えても除去しないものは河川管理部門が没収して処理することとする。

第二十四条 堤防保護林、護岸林と河川内の風砂防護林は伐採してはいけない。更新と間伐する必要なものは、その計画を提出し、河川管理部門の承認を受け、管理レベル・管理区間の管理権限により、年間伐採量が10立方メートル以上の場合では県（区）レベルの林業部門又は都市建設園林部門に提出し、その承認を受け、また、年間伐採量が100立方メートル以上の場合では省林業部門に報告し、その承認を受けなくてはならない。

第五章 奨励と処罰

第二十五条 本条例に違反した行為を摘発、告発、闘争しなくてはならない。また、本条例に遵守し、顕著な成績を納める事業者或いは個人に対しては、河川管理部門は表彰し、物質奨励を与えなくてはならない。顕著な成績が上げたものには、省、市、県（区）の人民政府が河川管理先進部門と先進工作者などの称号を与える。

第二十六条 本条例に違反する河川、施設管理の部門或いは個人に対しては、期限付け障害物を除去し、施設を修復し、損失を賠償する。また、状況の程度に応じて行政又は処罰の処分をおこなう。嚴重な場合は司法機関が刑事責任を迫及する。

第二十七条 堤防保護林、護岸林と河川内の風砂防護林を随意に伐採し、或いは盗み伐るものは、「中華人民共和国森林法（試行）」及び「遼寧省林業奨励処罰暫時施行条例」などの関係規定に従って処理を行う。

第二十八条 河川の水体に嚴重な汚濁を引き起こした排污者は、期限の通りに改善対策を完成しない場合では、国家の規定に基づき、被害な程度に応じて汚水排出費を上乗せ、或いは罰金に処し、又は操作停止、閉鎖を命じる。

第二十九条 「検査証」を持つ河川管理者に対しては、拒否、妨害或いはわざと挑発、ののしり等の行為を行うものは公安部門により処する。職責を果たさなく、嚴重な損失をもたらした河川管理者には行政処分、又は経済的処罰を処する。

第三十条 洪水防御の調節令を服従しなく、職責を軽んずて、重大な事故又はわざと紛争を起こした事業者と個人に対しては、責任を追及する。嚴重な結果の場合、行政処分、ないし刑事処分を処する。

第三十一条 河川管理部門の経済的な処罰を服従しなく、罰金を拒否して納めないものは河川管理部門が人民法院に提出し、もって裁判する。

第三十二条 本条例の規定により取得される各種類の費用は全部県（区）レベル以上の河川管理部門の特別収入とし河川管理と施設補修に使用する。罰金は河川管理部門が徴収し全部地方財政に納入する。河川管理部門は奨励金などの経費が必要な場合、地方財政部門に報告し、罰金総額の30%より支払うこととする。

第六章 付則

第三十三条 各市、県（区）レベルの人民政府は本条例の規定により、本地区の河川管理実施細則を制定することができる。

第三十四条 各レベルの河川管理部門は本条例の確実な実行に監督と検査の権限を有している。

第三十五条 当条例は公布した日より施行し、同時に《遼寧省河川管理暫定条例》は廃止する。

遼寧省水利庁取水許可審査承認管理方法

(1999年11月1日 遼水利資字「1999」229号)

- 第一条 取水許可の管理を強化し、取水許可の審査承認を規範するため、国務院の《取水許可制度実施方法》、水利部の《取水許可審査承認手順規定》と《遼寧省取水許可制度実施細則》などの関係規定に基づき、本方法を制定する。
- 第二条 遼寧省行政区域で、遼寧省水利庁が審査承認した取水許可は本方法を適用するものとする。
- 第三条 以下の取水については、遼寧省水利庁は審査承認することとする。
- (一) 遼河、老哈河、鴨緑江、渾河などの江河本流からの取水、しかし、松遼委が審査承認するものを除く。
 - (二) 渾河、太子河、大遼河、繞陽河、東遼河、西遼河、柳河、清河、艾河、大洋河、大凌河、小凌河、青竜河などの省の管轄する江河本流からの地表水取水。
 - (三) 地下水から日平均取水量 10000 立方メートル以上の取水。
 - (四) 省の管轄する市を跨ぐ取水。
 - (五) 省の管轄する市の界河からの地表水取水。
- 第四条 以下の取水については、遼寧省水利庁が審査したのち、水利部松遼水利委員会が承認することとする。
- (一) 遼河本流の福德店—清河口区間で、工業と都市生活用水のための日取水量 40000 立方メートル以上の地表水取水、或いは農業設計流量毎秒 8 立方メートル以上の取水。
 - (二) 鴨緑江のすべての中朝境界の河流区間で、工業と都市生活用水のための日取水量 40000 立方メートル以上の地表水取水、或いは農業設計流量毎秒 6 立方メートル以上の取水。
 - (三) 渾河、寛甸県下露河—鴨緑江河口区間で、工業と都市生活用水のための日取水量 30000 立方メートル以上の地表水取水、或いは農業設計流量毎秒 5 立方メートル以上の取水。
 - (四) 老哈葉赤鉄路—赤通鉄路橋区間で、工業と都市生活用水のための日取水量 20000 立方メートル以上の地表水取水、或いは農業設計流量毎秒 2 立方メートル以上の取水。
- 省の管轄する一級支流から、日平均取水量 5000 立方メートル以上の取水については、遼寧省水利庁が審査したのち、関連市レベルの水行政主管部門が承認する

こととする。

第五条 取水許可申請の審査承認手順は一般に意向申請、予備申請、申請と登記及び許可証の発給などの四つのステップに分けられる。国家の基本建設管理手順に当てはまらない建設プロジェクトの取水施設については、予備申請は省くことができる。

第六条 遼寧省水利庁に係わる取水許可の審査承認は、遼寧省水利庁の取水許可の審査承認委員会が（以下は審査承認委員会を略称する）組織と実施に責任を負う。審査承認委員会は、庁長、主管副庁長、庁の主任技師及び水資源処、水行政処、計画財務処、農田水利処、河務局と供水局などの部門の責任者から構成するものとする。庁長が主任委員、主管副庁長と庁の主任技師が副主任委員を担当する。審査承認委員会の主な職責は次の通りである。

- (一) 取水者の各段階の取水許可申請を審査承認すること。
- (二) 取水許可証の変更を決定すること。
- (三) 省政府に取水許可証を取消す意見を提出すること。

第七条 委員会の下には事務所を設置し、その事務所は庁の水資源処内に置かれる。審査承認委員会事務所の主要な職責は以下の通りである

- (一) 水行政主管部門から取水許可に係る各段階の申請を受理すること。
- (二) 出した取水許可の書類を審査すること。
- (三) 専門家を組織し、計画された給水水源地の水資源論証報告或いは給水水文地質調査報告書を審査すること。
- (四) 審査承認委員会に取水許可に係る各段階の初歩審査意見を提出すること。
- (五) 取水許可の書類を管理すること。
- (六) その他の日常仕事。

第八条 改築、拡張の取水施設で、取水許可の各ステップにおいて、取水者が取水口の所在する県レベル（区、市）、市レベルの水行政主管部門に各ステップの取水許可申請を提出しなくてはならない。

第九条 各ステップの取水許可申請を提出する際には、各ステップに応じて以下の書類を提出しなくてはならない。

- (一) 意向申請ステップ
 - (1) 取水許可の意向申請報告書
 - (2) 取水者の取水情况及び用水レベル分析

(3) 計画された給水水源地における水資源の開發現状と水量水質に関する初歩的な分析報告。

(4) 取水許可申請は第三者との間に発生する利害関係

(二) 予備申請ステップ

(1) 取水許可の予備申請報告書

(2) 規定に従い記入した取水許可の予備申請書

(3) 給水水源地における水資源論証報告書或いは給水水文地質調査報告書及びその審査意見

(4) 建設プロジェクト提案書の概要説明

(5) その他関連書類。

(三) 申請ステップ

(1) 取水許可の予備申請報告書

(2) 規定に従い記入した取水許可の申請書

(3) 承認された取水施設のフイージビリティ報告書

(4) 承認された建設プロジェクトの設計任務書

(5) 承認された取水施設による環境への影響評価報告書 (表)

(6) 取水許可申請が第三者との利害関係がある場合に、第三者の承諾書或いはその他の書類

家の基本建設管理手順に当てはまらない建設プロジェクトの取水工事では、計画された給水水源地に係る水資源論証報告書或いは給水水文地質調査報告書及びその審査意見も提出しなくてはならない。

(一) 登録、許可証の発給

(1) 規定に従い記入した取水登録表

(2) 取水工事の完了検査報告書

(3) 単孔井戸の実際深度、直径と断面図

(4) 単孔井戸の測定水量

(5) 承認された取水量に基づく揚水試験資料

(6) 水質分析報告

(7) 取水設備の性能と計量装置の情況

第十条 取水口の所在する水行政主管部門は取水者が提出した各ステップの申請書類を受領した日より、30日（緊急に取水が必要なものは15日）以内に、審査意見を提出して取水者の提出した書類と共に、上級管理部門に順次あげ、最後に遼寧省水利庁に提出する。

- 第十一条 取水許可の各ステップの申請については、まず審査承認委員会事務局が審査承認委員会に初審の意見を提出し、審査承認委員会の審査承認を受ける。審査承認委員会は市レベルの水行政主管部門が提出した取水許可の各ステップの申請書類を受領した日より 30 日（緊急に取水が必要なものは 15 日）以内に承認するか否かを決定しなくてはならない。
- 第十二条 審査承認委員会は取水許可の各ステップの申請に対して一般的に例会形式で審査承認を行う。
- 第十三条 審査承認委員会の審査意見は、遼寧省水利庁文件“遼寧水利取水字”による統一編号で、取水者に通達し、また市、県レベルの水行政主管部門及び関連部門にその写しも送付する。
- 第十四条 取水許可の各段階の申請については、遼寧省水利庁の審査が必要なものは、審査承認委員会事務局が初審意見を提出したのち、審査承認委員会の主任或いは副主任に提出し決定されることとする。
- 第十五条 取水工事は取水許可の申請が承認された日より一年以内に着工しなくてはならない。着工しないと、その取水許可の申請が自然と失効する。取水者が再び取水をする必要がある場合に、取水許可の再申請を提出し、また水源地の追加論証報告書も提出しなくてはならない。
取水工事は取水許可の申請が承認された日より 5 年以内に完工する。完工しないと、その取水指標が自然と失効する。
- 第十六条 省の管轄するダム給水期間に、給水枠内の取水、及び市、県レベルの管轄するダム給水期間に、給水枠内の日取水量 20000 立方メートル以上の取水は、取水者が給水ダムの主管部門に申請を提出し、給水ダムの主管部門が上級管理部門に順次あげ審査し最後に遼寧省水利庁に提出する。審査承認された書類は取水者へ交付すると同時に、給水ダムの管理部門及びその主管部門にその写しを送付しなくてはならない。
取水工事が完工し、使用開始する前に、給水ダムの管理部門は取水許可証の原発行機関へ取水許可証の変更手続きを行い、取水者に供水証（カード）を発給し管理する。

第十七条 取水許可の審査承認委員会メンバは勝手に取水者にいかなる承諾或いは態度表明をしてはならない。私情にとらわれて虚偽や違法な行為、職権乱用を行う者に対して、関連規定に従って、紀律上の処分を行う。

第十八条 市、県レベルの水行政主管部門は本方法を参考し、この行政レベルの取水許可の審査承認方法を制定しなくてはならない。

第十九条 本方法は 1999 年 11 月 1 日を以って施行される。

遼寧省取水許可制度実施細則

(省政府令第46号 1994年10月6日公布施行 1997年12月26日省政府第87号令改訂)

- 第一条 国务院が公布した《取水許可制度実施方法》(以下は《方法》と省略する)の規定に基づき、我が省の実情に合わせて、本細則を制定する。
- 第二条 省、市、県(県レベル市、区を含む。以下も同じ)の水行政主管部門が本行政区範囲内の取水許可制度の組織実施と監督管理に責任を負う。
- 第三条 下記の取水については、《方法》と本細則に基づき取水許可証を申請しなくてはならない。
- (一) 江河、天然湖沼或いは地下水からの直接取水。
 - (二) 給水ダム(ダム水位が常時満水位以下である。下記も同じ)及びその下流河道の両側の堰堤間(堰堤がない場合、平原区では河溝両側までの各500メートル内、山丘部では河道氾濫原まで。下記も同じ)と灌漑区に給水期間以外の取水。
 - (三) 農業旱魃の応急取水施設から正常灌漑取水施設に変わった取水。
 - (四) 鉍山立て坑掘削のための地下水の揚水排水を通常の水利用に転用する場合。
- 第四条 以下の少量の取水については取水許可証の申請は必要ない。
- (一) 家庭生活用と家畜家禽飲用水において、一戸当たりの取水量は500立方メートル以下(本数を含まず。下記も同じ)の取水。
 - (二) 農業灌漑用水において、年間に地表水からの取水量4000立方メートル以下或いは地下水からの取水量3000立方メートル以下の取水。
 - (三) その他用水(商業的な取水を除く)は年間地表水からの取水量3000立方メートル以下或いは地下水からの取水量2500立方メートル以下の取水。
- 第五条 省管轄の江河及びその主要一級支流と地下水の過剰採取区、塩水遡上区、下遼河平野南部地区における取水順序は、省水行政主管部門が省地質鉍産行政主管部門および都市建設行政主管部門と共同で提出し、省の人民政府の承認をうけることとする。
- 第六条 新規建設、改築、拡張を行う建設プロジェクトでは、取水許可を申請或いは申請しなす必要のある場合、建設を行う機関は建設プロジェクト設計任務書を提出

する前に、県レベル以上の人民政府の水行政管理部門に取水許可の予備申請をしなくてはならない。都市計画区内の地下水を取水する必要がある場合、水行政主管部門に取水予備申請を提出する前に、都市建設の行政管轄部門の審査を経て、同意と署名された意見を受けなくてはならない。

建設を行う機関は取水許可予備申請を提出する前に、水文、水資源調査に係わる評価資格を持っている関係部門より水資源論証を行わなくてはならない。地下水から取水するものは、先ず水行政主管部門と地質鉱産行政主管部門と共同でその水文地質調査の範囲を決定した後に、関連規定に基づき、その水文地質調査を行うことが可能とする。水文地質調査のレポートは、省地質鉱産の行政管理部門の審査を受けなくてはならない。

建設を行う機関は建設プロジェクトの任務書を提出する際には、水行政主管部門の文書の意見書を添付しなくてはならない。水行政主管部門の意見書を添付していない建設プロジェクトに対しては、計画行政主管部門は承認を与えないこととする。

第七条 取水許可予備申請においては、都市建設の行政管理部門は都市の節水と都市建設計画、供水施設配置について審査を行い、地質鉱産の行政管理部門は地下水の水文地質条件と採取可能量及び水文地質環境への影響について審査を行うべきである。

第八条 建設プロジェクトが承認された後、建設を行う機関は、設計任務書などの承認文書を持ち、県レベル以上の人民政府の水行政主管部門に取水許可申請を提出しなくてはならない。都市計画区内の地下水から取水する必要があるものは、都市建設の行政管轄部門の審査と同意を得た後、水行政主管部門の審査と承認を受けなくてはならない。

大中型建設プロジェクト、日取水量 10000 立方メートル以上の給水水源地の地下水から取水許可の申請は地質鉱産の行政管理部門の審査と承認意見書を受けた後、水行政主管部門の審査と承認が可能となる。

第九条 取水許可予備申請書、取水許可申請書は、建設を行う機関が取水施設を建設する所在県或いは市の水行政主管部門から受け取る。

第十条 建設を行う機関は取水許可申請を提出する際には、以下のものを提出しなくてはならない。

(一) 取水許可予備申請書

- (二) 建設プロジェクト提案書に係る概要説明
- (三) 計画された給水水源地の水資源論証報告書或いは水文地質調査報告書。

第十一条 建設を行う機関が取水申請を提出する際、以下のものを提出しなくてはならない。

- (一) 取水許可申請書
- (二) 大中型建設プロジェクト、給水水源地に係る水資源論証報告書或いは水文地質調査報告書の審査意見書
- (三) 計画行政管理部門或いは関連行政管轄部門が承認された建設プロジェクトのフィージビリティレポート或いは設計任務書
- (四) 取水許可申請者は第三者と利害関係がある場合、第三者の承諾書或いはその他資料

第十二条 水行政主管部門は取水許可申請を受領した日より 60 日以内に承認するか否かを決定し、緊急に取水が必要なものについては、30 日以内に承認するか否かを決定しなくてはならない。申請書の内容には不明確或いは資料の不完全のことがある場合、水行政主管部門が申請を受けた日より 15 日以内に申請者へ追加・修正を知らせる。申請者が追加修正の知らせを受けた日より 30 日以内に追加・修正をしなくてはならない。期限を超えるものについては、その取水許可予備申請或いは取水許可申請が無効にする。水行政主管部門が追加修正のものを受領した日より 60 日以内に承認するか否かを決定しなくてはならない。

先ず最初に地質鉱産の行政管轄部門や都市建設の行政管轄部門の審査が必要なものについては《方法》第十六条の第二条項の規定に基づき実行しなくてはならない。

第十三条 以下のいずれか一つに当てはまるものは、緊急取水とする。

- (一) 既設の建設プロジェクトで、原の水源地に変化があり、用水の要求に満足できないため、緊急に水源地を新規建設、改築、拡張する必要があるもの
 - (二) 期限を持つ場所を選択する重点建設プロジェクトで、取水案を緊急に決定する必要があるもの
 - (三) 国家は建設プロジェクトの実施にたいして、特殊な要求があるもの
- 前条項の第(二)と(三)に規定された緊急取水では、建設プロジェクト提案書を提出する前に、その水資源論証を行っていないが、取水意向を明確する必要あ

る場合、水行政主管部門が水資源の条件に基づき、臨時的に取水意向書を提出することができる。

第十四条 計画行政管轄部門或いは関連行政管轄部門は、水行政主管部門が承認された取水量、取水地点、取水方式、退水地点を変更する必要がある場合、元の審査承認機関の同意を受け、建設プロジェクトを行う部門が取水許可の再申請をしなくてはならない。

第十五条 以下の取水許可については行政管轄部門レベル別によって、審査承認、許可証の発給と管理を行う。

(一) 省の管轄する江河の幹線からの地表水取水、或いは地下水から平均日取水量 10000 立方メートル以上の取水は、取水口の所在市の水行政主管部門の初審を受けた後に、省の水行政主管部門が審査承認を実施し、許可証の発給と管理を行うこととする。

(二) 省の管轄する江河の一級支線からの地表水取水は、市の水行政主管部門が審査を実施し、取水許可証の発給と管理を行う。日取水量 5000 立方メートル以上のものは、事前に省の水行政主管部門の承認を得なくてはならない。

(三) 市の管轄する河流からの地表水取水、或いは地下水から平均日取水量 10000 立方メートル以下、3000 立方メートル以上の取水は、取水口の所在県の水行政主管部門の初審を受けた後に、市の水行政主管部門が審査承認、許可証の発給と管理を行うこととする。

(四) 県の管轄する河流の地表水からの取水或いは地下水から平均日取水量 3000 立方メートル以下の取水は、県の水行政主管部門が審査承認、許可証の発給と管理を行うこととする。

(五) 市と県を跨ぐ取水は、取水口の所在市或いは県レベルレベルレベルレベルの水行政主管部門の意見を得た後、共同の一つ上級の水行政主管部門が審査承認、許可証の発給を行い、取水口の所在市、県の水行政主管部門が管理を行うこととする。

(六) 第三系地下水から日平均取水量 3000 立方メートル以下の取水は、取水口の所在県の水行政主管部門の初審を受け、市の水行政主管部門が審査承認、許可証の発給と管理を行うこととする。

地質鉱産の行政主管部門や都市建設の行政主管部門の審査が必要な地下水取水は、先ず最初にそれらの部門の審査と署名された意見を受けた後、前条項に規定された審査権限に基づき、水行政主管部門が審査承認、許可証の発給と管理を行うこととする。

取水許可証の日常監督管理については、上レベルの水行政主管部門は下レベルの水行政主管部門に委託し、実行することとする。

- 第十六条 省の管理する給水ダムの給水期間内の取水は、省の水行政主管部門が審査承認をし、ダム管理部門が給水証（カード）の発給と管理を行うこととする。
市、県の管轄する給水ダムから給水期間内の取水、日取水量 20000 立方メートル以上の取水は、省の水行政主管部門が審査承認を行い、日取水量 20000 立方メートル以下 5000 立方メートル以上の取水は、市の水行政主管部門が審査承認を行い、また日取水量 5000 立方メートル以下の取水は、県の水行政主管部門が審査承認を行い、ダム管理部門が給水証（カード）の発給と管理を行うこととする。
- 第十七条 国境沿いの河川、省境沿いの河川、省を跨ぐ（自治区）河川など、指定した河川区間の限度枠以上の取水は、先最初に省の水行政主管部門が初審を受けた後、國務院の水行政主管部門或いはその権限を移譲した流域管理機構が取水許可申請の審査承認を行い、取水許可証の発給を行うこととする。
- 第十八条 水行政主管部門に承認された取水予備申請で、承認された日より一年以内に、当建設プロジェクトが施工されていない場合、その取水許可予備申請が自然と失効する。建設を行う部門は、取水が必要な場合、取水許可予備の申請を再提出しなくてはならない。
- 第十九条 取水施設工事が竣工され、使用される前に、取水部門と個人は取水口の所在市或いは県レベルの水行政主管部門から取水登録表を貰って記入し、取水許可を審査承認する水行政主管部門が審査・承認を行い、合格された後、取水許可証を発給することとする。
- 第二十条 取水許可証の所有者は、毎年 10 月末以前に、取水口の所在市或いは県レベルの水行政主管部門に次年度の用水計画を提出し、翌年度 1 月末以前に、年度用水総括報告を提出しなくてはならない。地下水からの取水では年度計画と総括報告の写しを地質鉱産の行政主管部門に提出しなくてはならない。都市計画区内の取水では、その年度用水計画と総括報告の写しを同時に都市建設の行政主管部門に提出しなくてはならない。
- 第二十一条 勝手に取水をしたものに対しては、取水口の所在市或いは県レベルの水行政主管部門が取水停止の命令を下す。勝手に井戸を掘削したものに対しては、水行政主

管部門が掘削禁止を命令し、その命令を受けない場合、井戸を封じることができる。

第二十二條 本細則を実施する前に、すでに取水を行っている機関と個人は本細則が公布された日より 60 日以内に、取水口の所在県或いは市レベルの水行政主管部門に登録し、審査承認を受けた後、取水許可証が発給される。期限を超え登記しない機関と個人に対して、水行政主管部門が取水停止を行う権限がある。

第二十三條 本細則の実施に当たり具体的な問題は省レベルの水行政主管部門が解釈する。

第二十四條 本細則は公布日を以って施行される。

省水利庁、土地局の「既設水利施設の 管理と保護範囲の確定に関する意見」を配布する通達

(1994年7月4日、遼政弁発[1994]33号)

各市人民政府、省政府各事業体：

省政府の許可を経て、現在、省水利庁、土地局の「完工した水利工事に対する管理と保護範囲の確定意見について」を貴方達に転送し、真剣的、徹底的に実行して下さい。

一九九四年七月四日

既設水利施設の管理と保護範囲の確定に関する意見

建国以来、我が省は総計 11 万余所の各種類の水利工事を建造した。これらの水利工事は洪水防止、水害除去、灌漑、発電及び工業用水、人間と家畜の飲用水を解決するため、重要な役割を果たした。しかし、数多くの水利工事はその管理と保護範囲が確定されていなかったせいで、ある地区において水利工事の管理範囲内の土地を横領し、強行占有して、水利工事の施設を破壊した現象が時々発生し、水利工事の安全を脅し、工事の効果及び利益の正常發揮に影響を与えた結果になった。一歩進んで完工した水利工事について管理と保護を強化するために、関連法律、法規に基づき完工した水利工事管理と保護の範囲確定とに関する問題について、次の意見を提出する。

一、水利工事管理と保護の範囲

管理範囲とは水利工事施設自身の建設用地及び工事安全、生産、管理と観測施設と関連する用地の総面積を指す。管理範囲内で権利を持ち、合法依拠のある土地を国家所有として、その使用权が水利工事管理事業体に属する。

保護範囲とは水利工事の安全と正常なメンテナンス及び水利資源保護に必要な範囲（管理範囲を含む）を指す。いかなる事業体と個人はその範囲内で水資源を汚染し、水利工事の安全をおびやかす活動を従事してはいけない。管理範囲の外側サイドラインから保護範囲のサイドラインまでに至る土地の所有権と使用权は変わらない。

二、水利工事管理と保護範囲の確定対象と原則

水利工事管理と保護範囲を確定する対象は全省が既に完工し、且つ使用を始めた国有貯水池、河道、堤防工事、灌漑と排水の用水路、ゲート、パワーステーション、排水・灌漑システム、水文観測所、郷鎮の供水井戸などである。集団の建造した小型水利工事に対する管理と保護範囲の確定は各市が自分で手配する。

水利工事管理と保護範囲を確定する基本的な原則は水利工事安全の確保、水利工事施設の管理保護と正常運転にとって有利であり、水利工事管理保護範囲における住民の生産、生活にとって有利であり、そして水利工事の管理事業体として自身の維持と発展需要を適当に考えることである。

る。

三、水利工事管理と保護範囲の確定基準

1、貯水池

その範囲はダム区土地の収用線以下の水面積と陸地面積であり、ダム背水傾斜面の基礎外がダム最大高さ（基礎を含む）の10～30倍である。谷間の貯水池ダムではその両端から分水嶺までを半径とし、その円弧がダム区の土地収用線及び河道と交わる範囲内である。平原貯水池ダムではその両側から外へ50～500mを伸ばすのである。水路、放水路、取水口、パワーステーションなどの建築物では、その周りへ50～500mを伸ばし、トンネルでは両堤防の基礎から外へ10～50mを伸ばすのである。以上は管理範囲とする。

ダム区分水嶺の背中線及び貯水池のリターンラインの端末から2000メートル以上に従って、その他工事では管理範囲の2～6倍に従って保護範囲のサイドラインを確定する。

2、河道、堤防工事

堤防のある河道管理範囲は、両側堤防間の水域、砂州、砂地（耕作できる土地を含む）、洪水通過区（flood way district）、兩岸の堤防及び土手保護地である。土手保護地は背水傾斜面の基礎から外へ5～20mを伸ばすものである。湿気防止堤防の保護地は背水傾斜面の基礎から外へ5～20m、オートサイドスロープの基礎から外へ30～50mを伸ばすものである。堤防なしの河道の管理範囲は歴史上の最高洪水位或いは設計洪水位である。土手保護地から伸ばした100～500mは保護範囲のサイドラインである。

3、灌漑排水用水路

流量が $15\text{m}^3/\text{秒}$ 以上である引水路では、用水路土手の背水傾斜面の基礎から5～10mが管理範囲、更に20～50mを伸ばしたら保護範囲のサイドラインである。

流量 $15\text{m}^3/\text{秒}$ 以下の引水路は、用水路土手の背水傾斜面の基礎から1.5～6mが管理範囲、更に10m～20mを伸ばしたら保護範囲のサイドラインである。

排水制御面積が3万 m^2 以上である排水路（用水路）として、土手のある場合、土手の背水傾斜面の基礎から2～5m、土手なしの場合、水道（用水路）の上にオープンした頂角から外へ延した5～10mが管理範囲、更に10～20mを伸ばしたら保護範囲のサイドラインである。

排水制御面積3万 m^2 以下の排水路（用水路）として、土手のある場合、土手の背水傾斜面の基礎から1～2m、土手なしの場合、水道（用水路）の上にオープンした頂角から外へ延した2～5mが管理範囲、更に5～10mを伸ばしたら保護範囲のサイドラインである。

4、水門（ダム）、ステーション

フリーゲート（barrage）（ダム）上流の50～500m、下流の50～100m、左右側30～100mは管理範囲である。上流、下流と左右側から更に外へ50～100mを延長したら保護範囲のサイドラインである。

流量が $1\text{m}^3/\text{秒}$ 以上である排水・灌漑ステーション（灌漑ステーション、排水ステーションを

含む)の建物の周りから外へ10~50mを延長し管理範囲、更に20~100mを延長したら管理範囲のサイドラインである。

郷・鎮供水井戸建物の周りから外へ30~50mを延ばして管理範囲、水源井戸の影響半径区域は保護範囲である。

5、水文観測所

各観測の断面及びポントンロープ (pontoon bridge) を投じる断面は、センターラインから上、下向き5mずつ。オートリード (自記) 水位台、洪水期用室などではその周辺から5mを延ばす。船観測所は船ロープをセンターラインとして、上流向き10m、下流向き40m (ぜひ最大水位の2倍変化幅+船長を満足しなければならない)。横側のエンドラインでは土手頂の内側に至る或いは歴史上の最高水位に相当する。以上は管理範囲である。

リーチ間 (検定河段) の上、下傾斜断面 (比降) の間で、そして上流、下流へ50m以内ずつを延長する。傾斜断面 (比降) がなくて観測する場合、基本量水標断面をセンター・ラインとして、上、下が別別に200m以内。気象観測所の周辺では外へ6mを延ばす。木、電信柱、家屋など割合に高い障害物では、そのエンドラインの距離は障害物の高さの1.5倍以上である。以上は保護範囲である。

その他の水利工事に対する管理、保護範囲では、上述の基準を参照し、県クラス以上の政府が確定することができる。

四、関連問題に対する処置意見

1、水利工事について管理と保護範囲を確定する場合、各クラスの政府と関連事業体は国家・省の土地と水利関係規定に基づき厳格に施行する。仕事に歴史を尊重し、現実に直面し、法律により境界線確定の原則に基づき、十分に協商する上、合理的にさまざまな問題を解決する。

2、国家の水利工事管理範囲内の土地に対しては、既に収用手続きを取り扱った場合、有効を承認すべきで、収用手続きを取り扱っていない場合、規定の手順に基づき直ちに取り扱うべきである。

3、既に管理と保護範囲を確定した水利工事に対して、その基準が同「意見」の規定より高ければ、再度に確定をする必要がない。但し、証明の手続きを取り扱わなければならない。

4、工事を実行する場合、国家収用土地の手続きが完備だが、事業体或いは個人に不法占拠される場合、規定基準に基づき管理の範囲を確定する。

5、都市企画区の灌漑排水路を跨る保護範囲では、都市総体企画が確定された範囲に従って、「都市規定法」と「都市建設管理条例」に基づき管理を行う。

6、国家管理下の水利工事の管理範囲内に建造した各種類の違法建築物では、全部で取り除くべきである。確かに取り除きにくい場合、現状を維持してもいいけど、水利工事は危険な状況が現れる時、その緊急救助と施工の要求を保証しなければならない。出なければ損失をもたらしたら、

違法事業体と個人の責任に帰する。

各クラス水利事業体は水利工事の権限確認と境界確定に対しての指導と審査をしっかりと行う。各クラスの土地と林業管理部門は積極的に協力し、適時に水利工事用地の登録申請を受理し、さらに県クラス以上の人民政府により水利工事の「権限確認、境界確定」証明書、土地使用証と山林権限証を発行する。水利工事管理と保護範囲の確定が終了後、各市は書面での総括報告書と関係資料、保存書類などを省水利庁に提出し、記録に載せる。省水利庁は工事の規模と従属関係に基づき検収を配置する。

省水利庁
省土地管理局
一九九四年一月三十一日

遼寧省水利庁書類

遼水利建函字[1999]60号

水利工程建設項目について報告制度を実施する通達

各市水利局、庁の直屬關係部門：

わが省の水利工程建設項目に対する監督管理を強め、基本建設のプログラムを厳格に執行し、項目実施の順調を保證するために、水利部の「水利工程建設項目の報告管理方法」（水建「1998」275号）と松遼委員會の「松遼流域水利工程建設項目について報告制度を実施する通達」（松遼建管「1999」161号）の精神に従って、わが省の実情を結び付け、水利工程建設項目の報告制度について次のように通達をする。

- 一、 各工程項目の法定人或いは建設部門は建設について報告を提出する責任部門であり、規定された職權範圍に基づいて審査と許可の職權を持つ水行政主管部門に項目建設の申請を提出する。
- 二、 およそわが省内に建設した（新たな建設、持続建築、改築、拡大建設、補強建設）水利工程について、報告制度を全部実行する。
- 三、 項目建設の報告について、水行政の主管部門が等級をつけて管理体制を実行する。
 - 1、中央投資を主とする大（一）型水利工程、國際河流にある大型水利工程の建設申請では、水利部は審査許可をすること。
 - 2、中央投資を主とする大（二）型及びその以下の水利工程、國際河流にある中小型水利工程では、松遼委員會は審査を行って許可をすること。
 - 3、上記以外の水利工程では、省水利庁は審査を行って許可をすること。
- 四、《水利工程建設項目の申請表》を書き埋める形式を採用して、建設項目の報告を行う。
- 五、項目についての報告条件は次のようである。
 - 1、項目提案書、実行可能性報告、設計試案はすでに同意の返答を取れた。
 - 2、項目の建設用資金は基本的に着実された。
 - 3、關係土地の使用權はもう許可された。
- 六、ただ工程項目の申請として主管部門の審査許可を取得してこそ、次段階の施工を許すことができる。報告をしない項目では、入札申請と工程開始報告を許可されない。

付屬書：水利工程建設項目の申請表

1999年5月21日

遼寧省水利庁事務室

1999年5月24日 公布

遼寧省水利庁書類 遼水利建管字（2000）252号

遼寧省水利工事建設監理管理方法

第一章 総則

- 第一条 全省水利工事の建設管理を強化して、工事建設のレベルと投資効果を向上させる為、水利部の「水利工事建設監理規定」により、遼寧省水利建設の實際に合わせて、当方法を制定する。
- 第二条 遼寧省行政区域内の大中小型と投資額が 50 万元以上の中小型水利工事建設項目に対して、監理を実施しなければならない。他の工事は具体的な状況により次第に建設監理を実施する。
当方法の“水利工事”には各クラス政府、企業、事業体が各種投資、融資方式にて建設する洪水防止、洪水排除、灌漑、発電、供水、干拓、水資源保護等の水利工事（含む新築、増築、改築、補強、修復）およびセットと附属工事を含む。
- 第三条 水利工事の建設監理とは管理機関はプロジェクト法人に委託され、国家と省プロジェクト建設に関係する法律、法規、規則と批准された工事建設書類、建設工事契約および建設監理契約によって、工事建設に実行する管理を指す。
- 第四条 水利工事の建設監理の主な内容は建設工事の契約管理を行い、契約により工事建設の投資、納期および品質をコントロールして、建設各関係者の業務関係を協調する。
- 第五条 遼寧省行政区域内に水利工事建設監理活動に従事すれば、全て当方法を遵守しなければならない。
- 第六条 省水利行政主管部門は全省の水利工事建設の監理活動を管理するとし、主な職責は下記の通り：
1、 国家と省建設監理に関する法規と規則を徹底、実行して、全省の水利工事建設監理管理方法を制定し、実施を監督する。
2、 全省水利工事建設の管理機関の資格初歩審査を担当する、

- 3、 全省の水利建設工事の監理訓練活動を管理する、
- 4、 全省の水利建設工事の監理スタッフ資格テストの初歩審査と登録および監理員のポジション審査、承認、証明書の発給、登録活動を担当する。
- 5、 全省水利工事建設の監理機関と人員を管理する。
- 6、 全省水利工事の建設監理の実施を指導、監督して、建設に関する各当事者の関係を協調する。

第七条 直轄市の水行政管理部門は当市水利工事建設の管理活動に責任を持つ。主要職責は下記の通りである。

- 1、 国家と省の建設監理に関する法規、規則、規定を徹底し、執行する
- 2、 当市水利工事建設監理機関の資質初歩審査を組織する
- 3、 当市水利工事建設監理スタッフ資格のテスト初歩審査、監理員ポジション資格の初歩審査を組織する
- 4、 当市所属の監理機関と監理人員を管理する
- 5、 当市水利工事建設監理の実施を指導し、監督する。

第二章 監理機関と監理人員

第八条 管理機関の資格等級を甲、乙、丙 3 ランクに分け、建設監理人員を監理技師長、監理スタッフと監理員に分けて、各種監理人員は証明証を持って業務を遂行しなければならない。

第九条 遼寧省行政区域内に水利工事建設監理活動に従事する機関はそれ相応の建設監理資格を備えねければならず、承認された等級と審査、確認された経営範囲に従って、工事建設の監理業務を受けなければならない。

第十条 監理機関は建設監理契約と建設工事契約により、「公平、独立、自主」という原則にて、水利工事建設監理活動を展開して、プロジェクト法人と請負業者の合法權益を守ること。

第十一条 原則として、同じ水利プロジェクトの全ての工事監理業務を同じ監理機関が引受ける。二社以上（含む 2 社）の監理機関が連合して監理業務を引受ける場合、省水利庁に申告して、承認を受け、連合監理契約を締結して、各自の責任、権利、利益を明確にしなければならない。連合体はそれぞれプロジェクト法人と契約を結び、プロジェクト法人に連帯責任を負う。

- 第十二条 監理機関は負担する監理任務により、プロジェクト監理機構を設立すべき、同機構は監理技師長、監理スタッフおよび他の従業員から構成される。プロジェクト監理機構の名称は統一して「監理機関名称+監理プロジェクト名称+監理部」とする。工事実施段階に、プロジェクト監理機構は施工現場に入らなければならない。
- 第十三条 監理機関は監理業務を譲渡、下請けしてはならない。資質を譲渡してはならず、許可証なき業者の依存を引受けてはならない。
- 第十四条 プロジェクト監理機関は監理プロジェクトの施工と建築材料、構造物部品および建築機械、設備の経營業務に従事してはいけない。
- 第十五条 監理機関は監理過程に自身の過失により工事の重大な損失が齎された場合、相応の法律責任と経済責任を負わなければならない。
- 第十六条 遼寧省行政区域内の水利工事建設監理スタッフと監理員の管理制度について、登録管理制度を実行する。
監理スタッフと監理員は「水利工事建設監理スタッフ資格証書」、「水利工事建設管理スタッフポジション証書」および「水利工事建設管理員ポジション証書」を売却、貸出、譲渡、改竄してはならない。
- 第十七条 監理スタッフと監理員は監理工事のプロジェクト法人機関或は施工、設備製造、材料供給等の事業体に務めてはならず、施工、設備製造と材料、構造物部品供給事業体の共同経営者であってはならない。
- 第十八条 遼寧省行政区域内の水利工事建設監理は監理技師長責任制を実行して、管理技師長はプロジェクト監理機関が監理契約を履行する総責任者として、契約が監理機関に与えられた全ての職責を行使して、プロジェクト日常監理責任を全面的に負う。
監理技師長は同時に二つのプロジェクト監理機構に務めることが出来ない。監理技師長を変更する場合、プロジェクト法人の同意を受けなければならない。省の水利行政主管部門に申告し、批准して、設計、施工などの事業体に知らせなければならない。
- 第十九条 監理技師長は授権された範囲内で関係指令を発表し、監理プロジェクトに関する

書類を承認するとし、プロジェクト法人は勝手に監理技師長の指令を変更されない。プロジェクト監理技師長により審査、確認、サインされなければ、プロジェクト法人が工事進捗費用を支払ってはならない。

第二十条 監理技師長は請負業者の工事項目経理および関係管理人員並びにプロジェクト下請け業者の撤去、入替に関する提案権を持つ。

第二十一条 監理技師長は契約規定により、プロジェクト法人と請負業者との紛争を公正に協調しなければならない。

第二十二条 監理スタッフは監理技師長の指導と授権範囲内で監理業務を展開するとし、監理員は監理スタッフ（監理機構に監理人員が割りと少ない場合は監理技師長）の指導の元と授権範囲内で管理活動を展開する。
監理スタッフと監理員は同時に二つのプロジェクト監理機構に務めることが出来ない。

第二十三条 管理人員が施工現場で職責を履行する際、管理証明証を着用しなければならない。監理証明証は省水利庁から統一して印刷、審査、発給する。

第三章 建設監理契約と監理プログラム

第二十四条 監理サービス料は 50 万元に達するプロジェクトについて、プロジェクト法人は入札の方式によって優れる監理機関を選定して、所属関係に基づき、上級水行政主管部門に申告し、審査するとし、省水行政主管部門に批准される。

第二十五条 管理機関が監理任務を担当して、プロジェクト法人と省クラス以上の水行政主管部門から発給された監理契約の模範文書に工事建設監理契約に調印する。
双方とも任意にプロジェクト監理機構の構成人員数量を減少してはならず、監理費用を任意に低くされてはならず、任意に仕事の品質規準を下降させてはならない。

第二十六条 契約を締結してから、プロジェクト法人は所属関係に従い、契約の謄本を省水行政主管部門に申告し、登録する。

第二十七条 監理費用は現行の関係規定によって計上し、工事概算に一級項目費用として単独

支出に入れる。

第二十八条 建設監理の実施は普通、下記プログラムによって行われる。

- 1、 プロジェクト監理機構を組織する
- 2、 工事建設監理計画を編制する
- 3、 工事建設の計画進度により、専門別に工事建設の監理細則を編制する
- 4、 建設管理計画と監理細則によって建設監理を実施する
- 5、 建設監理業務が完成後、プロジェクト法人にプロジェクト建設管理活動レポートと書類を提出して、所属関係に従って、監理活動レポートとプロジェクト法人の評価意見を上級水行政主管部門に申告し、登録する。

第二十九条 請負業者はプロジェクト法人と締結した工事建設契約の規定により、監理を引受け、監理機関の合理的要求を満足させなければならない。

第三十条 監理機関とプロジェクト法人が契約を履行する過程に紛争が発生すれば、業界契約紛争機構に提出して、調停を依頼することが出来るが、調停に結果がなければ、当事者双方の同意により、仲裁機構に提起して仲裁することが出来る。

第四章 処罰

第三十一条 監理機関は当規定に違反して、資質を譲渡したり、許可証なし事業者の依存を引受けたら、監理主管部門から警告を与え、契約を中止させ、違法所得を没収し、情況重大だったら、その資質等級を下げる或は監理機関の資格を取消す。

第三十二条 監理技師長は当規定に違反して、監理技師長ポジションの資格を取得していないのに、相応の監理業務を執行した場合、監理主管部門から警告を与え、情況重大であれば、監理スタッフの資格を取消す。

第三十三条 監理スタッフと監理員は当規定に違反し、下記行為の何れも一つに該当すれば、監理主管部門から警告を与え、情況重大だったら、監理スタッフ或は監理員の資格を取消し、その資格証明証とポジション証書を取戻す：

- 1、 審査、批准を受けずに監理スタッフ或は監理員の名義で管理業務に従事する
- 2、 一人で二ヶ所或は二ヶ所以上の管理機関で登録する
- 3、 売却、貸出、譲渡、改竄或は不正の手段にて資格証明証或はポジション証書を取得した

- 4、 公正に監理業務の執行に影響する機関に兼職する
- 5、 個人の業務過失により重大な損失を齎した
- 6、 登録した機関の承認を受けずに、勝手に他の監理機関へ行って監理業務を負担する。

第三十四条 監理人員が汚職して、請負業者とぐるになり、隠し立て報告し、虚偽の報告をして、仕事の手間を抜いて材料を誤魔化したことで、重大な経済損失と深刻な効果を齎した場合、相応の経済責任を負担するとし、犯罪が構成されたら、法により刑事責任を追及する。

第五章 附 則

第三十五条 当方法は省水行政主管部门から解釈する。

第三十六条 当方法は公布する日より実施する。

遼寧省水利施設水費徴収及び使用管理規則

(1983年7月14日 遼政発[1983]185号で配布)

第一章 総 則

第一条 水は人民の生活と生産の活動に必要な物質の条件であり、水利施設は国家と人民の財産であり、干ばつ・水害を防御し、工業・農業の生産と発展を保障し、人民の生活を改善するための重要な物質基礎である。水資源の統一管理を強化し、水の利用率を高め、水利施設の機能を十分に発揮させ、計画的科学的用水と節水を促進し、もっとよく国民経済の発展に貢献するため、特に本規則を制定する。

第二条 国家の投資より建設され、既に効果と利益が発揮されているすべての水利施設については、水利施設の管理、維持、改善、更新、減価償却等の費用の支出を保証するために、受益の各事業団体は水利管理部門に水費を納めなければならない。原因無しで、滞納或いは納付しないものに対しては、水利管理部門は給水と排水を停止する権利が有するものとする。

第三条 各レベルの人民政府は水費の徴収と使用の指導を強化し、受益の事業団体と個人に水費の納付という教育を強化する必要がある。水費には生産コストを計上し、各受益の事業団体は水費を生産費用として十分に用意して、期限通りに納めなくてはならない。

第四条 人民公社、生産隊は自分で投資し、建設・管理する水利施設については、絶えず経営管理を完璧し、施設の効果と利益を高めなくてはならない。水費の徴収と使用については、同方法を参照して実施されることができる。

第二章 水費の基準

第五条 水費の基準は、社会主義経済の規律と水利施設の給水の商品属性および給水のコストなどに従い、受益の事業団体と個人の経済の負担能力を配慮した上で、合理的に確定したものである。

第六条 水の最大の経済効果を発揮するために、計画的に用水し、実際用水量に従って料金を徴収し、一定の量の用水量を算定し、一定の用水量を超えると追加して徴収するといった方法を実行しなくてはならない。

第七条 用水の計量方法は、国の水文測定規範に基づき実行するものである。状況を揃っている事業団体は、用水のメーターを取り付け用水量を測ることができる。

第八条 下記の範囲内で表流水と地下水を取水、引水と排水するものは、水利管理部門に水費を納めなければならない。

1. 各種の水利施設による直接給水するもの。
2. 貯水池或いは制御施設下流の河道、及び兩岸堤防の間に地下水を導水・取水するもの（堤防がない場合、河床の両側から 500m の範囲）。
3. ダムの設計常時満水位以下の庫区内に用水するもの。
4. 工業、都市など用水事業団体は灌漑区内に地下水を取水するもの。
5. 冠水低地に排水施設が設けられるもの。

第九条 農業用水（林業、牧畜業、アシ、果物、野菜の用水を含む）は、1 立方メートルあたりの水費 0.008 元を徴収することとする。

冠水低地の排水施設の水費は、受益範囲の耕地面積を基にして計算、徴収する。毎年 1 ムーあたりの水費として 1.5 元を徴収することとする。

機械設備と電力設備により提水する灌漑区において、水費徴収のほか、施設の動力用油や、電気などのコストを付加して徴収することとする。

第十条 工業用水

1. 消耗水（第八条の 1、2、3 項に規定された範囲に表流水と地下水を取水、引水するもの）では、1 立方メートルあたりの水費は 0.03 元を徴収する。
2. 循環水（ダムから取水し、使用后、回帰設備（return pipe）によりダムに戻してさらに原水の水質基準に達成したもの）では、1 立方メートルあたりの水費は 0.005 元を徴収する。耕地灌漑の需要に従って、農地灌漑と統合したものは、1 立方メートルあたり 0.013 元を徴収する。しかし、ダムに回帰すべきで、実際に戻っていないものは、消耗水の超過分として計上して、水費の追加徴収制度により実行される。
3. 予備貯留水は、用水部門の要求に基づき、原引水施設の設計水位を高め、予備貯留の用水量は、消耗水につき計算して、1 立方メートルあたりの水費 0.03 元を徴収する。
4. 工業と水道会社などの用水事業団体は農業用灌漑区内で地下水を取るものは、1 立方メートルあたり 0.015 元を徴収する。

第十一条 都市の公益事業用水

1. 水道会社の用水では、1立方メートルあたり0.015元を徴収する。
2. 公園や人工湖の用水では、1立方メートルあたり0.005元を徴収する。
3. 地下水の補給では、消耗量につき水費を徴収する。

第十二条 水力発電と水産の用水

1. 水力発電用水で、工業・農業用水と結合したものは、1000W/h当たりの水費0.006元を徴収する。
2. 水産物養殖用水で、水利施設による給水するものは、1立方メートルあたりの水費0.008元を徴収する。

第十三条 二つの地区或いは二つの部門が水利施設の原設計以外の調水では、その水費は双方共同で協議の上合理的に解決する。

第十四条 灌漑区と水源施設（例えば、貯水池、堰き止めゲート、中枢施設など）が独立に水利管理部門を設けている場合には、灌漑供水のための水費から、貯水池ダム管理部門が10～30%、堰き止めゲート管理部門が3～5%を取得することができる。

第十五条 用水について定量管理を実行し、次第に製品生産の消耗水の定量（或いは査定用水量）に従い、給水計画を実行する。計画上の定量を超過した部分について、水費の基準により水費追加制度を実行する。毎月或いは四半期につき、計画上の定量を超過する水量について10%未満は2倍、10%以上（10%を含む）～20%未満は3～5倍を徴収し、20%以上は給水を制限する。

第十六条 各用水部門・企業は超過した水量の追加水費を生産コストに計上してはいけない。全民所有制の企業では、利潤（利益）留保或いは企業基金の中から支払う。「利潤を税に変え、独立採算、損益が自ら負担」が実行される全民所有制企業と集団企業は、所得税の納税後の利潤から支払う。事業部門は同事業団体の請負した残額と予算外の収入から支払う。

第三章 水費の徴収

第十七条 工業、水力発電、都市公益事業及び水産企業の水費、灌漑提水のための動力用コストについては、受益事業団体は規定された徴収基準に基づき月ごとに水利管理部門に納付する。

農業用水、排水の水費は、毎年 12 月末までに納付する。水利管理部門が自ら徴収し、或いは現地の農業銀行に代理徴収することができる。また代理徴収の手続費を取得することもできる。貯水池、堰き止めゲートの管理部門は灌漑用水の水費から水費を取得し、灌漑区管理部門より毎年の年末前に一括で計算して納付することができる。

第十八 受益部門は期日どおり水費を納め、遅滞してはならない。期限を過ぎても納めない水費に対しては、月ごとに 5%の滞納金を納めることとする。理由が無く納付を拒否し、または滞納するものに対しては、水利管理部門は給水と排水を停止する権利を有することとする。

第四章 水費の使用と管理

第十九条 水利施設の水費については独立採算の資金として、特定の項目のみに使用し、他の用途に流用してはならない。毎年繰越して、引き続き使うことができる。但し、水利施設管理以外に使用してはならない。

第二十条 水費の使用は財務管理方法及び会計制度及び関連規定に基づき実行しなくてはならない。使用範囲は以下の通りである。

1. 管理機構の人員の給与、補助給与、福祉、公務費と家屋の修繕など。
 2. 工事の年間修繕、維持、緑化及び灌漑区の泥砂整理、水路工ライニングの浸透防止、洪水防御に用いる人件費と材料費の補助、及び施設の改善、建築物と付属設備の維持など。
 3. 宣伝、奨励、トレーニング、試験研究などの業務費用。
 4. 総合経営を展開する場合に必要な運転資金。
 5. 規定により固定資産の減価償却費と大規模修繕基金を引き出し貯蓄する資金。
- 水費として、上記の上述で必要な支払いを保証した後、余りの水費は、水利主管部門の統合調節により使用することができる。調節の際には、利潤のある企業・部門に一部の資金を残し、将来の資金不足の時に使用する。

第二十一条 水費の中から、毎年固定資産の減価償却費と大規模修繕費を引き出し貯蓄しなくてはならない。固定資産の減価償却費は、ダム給水からの工業用水の水費の 20%、大規模修繕基金は、ダム区と灌漑区とも全部水費の 15%とすることである。毎年の固定資産の減価償却費と大規模修繕基金は、現地の農業銀行に預け入れなくてはならない。使用の際には、水利施設管理部門が使用計画を制定し、上級の

水利、財政主管部門に提出し、承認された後使用することができる。この専用資金は施設の日常維持とその他支出に使用してはならない。

第二十二條 水費の使用に当たっては、勤勉節約という方針を確実に実行しなければならない。厳密に計画し、正確に計算し、節約を断行し、コストダウンや効果と利益の拡大を図る。水利施設管理部門は真剣に年間予算と決算を作成しなければならない。管理委員会或いは代表会があるものは、それらの審査を受け、水利主管部門と財政部門の審査・承認後、現地の農業銀行にその副本を送付しなくてはならない。経費の全面請負制が実行される管理部門は、経費の請負方法に従って年間予算と決算を作成することができる。

第二十三條 水利主管部門は水費の管理を強化し、健全な財務制度を整備し、必要な財務人員を配置し、資金を確実に管理・使用しなくてはならない。財務予算以外、又は未承認のプロジェクトに対しては、水利管理部門は独断で支出してはならない。財政部門は水費の管理・使用の監督を強化し、浪費と流用を防止しなくてはならない。

第二十四條 受益部門は、自然災害で生産に重大な損失を受け、水費の納付能力がなくなった場合、申請を提出し、水利管理部門が現地の農業税の減免方法に従い現地人民政府に提出し承認を受けた後、事情に応じて水費の延期徴収、減額或いは免除することができる。深刻な自然災害で水費の減額・免が多いため、水利管理部門は当年支出に困難である場合、水利主管部門は統一に調節して解決することとする。依然として困難の場合、水利主管部門は財政部門と共同で審査・承認の上、当年度の国家予算の水利事業費から一回限りの補助を与える。

第二十五條 新しく建設した、或いは建設している水利施設で、水費の収入が無い或いは水費の収入が自給することができないものに対しては、必要な管理経費は建設工事費の中から支出することとする。

第五章 付 則

第二十六條 同規則は 1983 年 8 月 1 日より施行する。以前の関連規則は直ちに廃止する。

遼寧省人民政府書類

遼政発[2002]19号

水資源費、汚水処理費の徴収基準と省の直属貯水池の 供水価格の調整及び関連事項に関する通達

各市人民政府、省政府各庁、委員会、各直属機構：

水資源の保護・合理的利用を確実にし、水源施設の建設を加速し、都市の供水、節水と水質汚濁の防止を確実に強化し、改善し、全省の経済の持続的発展を促進するために、省政府は2002年3月1日より水資源費、汚水処理費の徴収基準と省直属貯水池の供水価格について適切な調整を決定した。

以下の関連事項を通達する。

一、水資源費徴収基準の調整

自備水源により取水するものはその水資源費の徴収に当たっては、都市供水の分類に従って工業用水(林業、牧業、漁業用水を含め、下記は同じ)、居民用水、行政事業用水、商業用水、特殊業界用水などの五種類に分けられた。その中の工業用水において地下水を取水するもので、1立方メートルあたり0.15元から0.35元に調整する。保護区の地下水を取水するもので、1立方メートルあたり0.20元から0.55に、地表水を取水するもので1立方メートルあたり0.11から0.25元に値上がる。自来水会社からの水資源費の徴収は各種の取水総合基準(新しく徴収した居民生活用水を含める)に基づき行われる。地下水の取水では、1立方メートルあたり0.15元から0.20元に、保護区の地下水の取水では、1立方メートルあたり0.20元から0.40元に値上がる。地表水の取水では、やはり現行の1立方メートルあたり0.11元を維持する(調整基準の詳細は付表1に示す)。

二、都市汚水処理費の徴収基準の調整

排水状況により用水量を計算する。居民から出した汚水に対する水道料金基準は1立方メートルあたり0.30~0.40元から0.50~0.60元、企業(工業、商業界の企業)からの汚水がその自分で用意した地下パイプを流れて都市汚水処理工場、または地下排水パイプに排出する場合、1立方メートルあたり0.35~0.45元から0.55~0.65元；企業からの汚水が直接に都市汚水処理工場、または都市の地下パイプに排出した場合、1立方メートルあたり0.40~0.50元から0.60~0.70元、特殊業界(洗車業、サウナ、浴場、経営的な水泳館及び鉱泉水、清浄な水等の高消費と水消耗が高い業界)が排出された汚水では、1立方メートルあたり0.50~0.60元から0.70~0.80元に引き上げられた。

三、省直属貯水池の供水価格を調整する

工業用水の価格は1立方メートルあたり0.32元から0.52元、上水道会社に供給する総合価格は1立方メートルあたり0.27元から0.47元；農業用水の価格は調整しなくて、やはり1立方メートルあたり0.05元ままとされた（付属表2を詳しくご覧下さい）。

各市、県の直属する水利工程の用水価格では、市と県政府の主管部門は水行政の主管部門と一緒に国家と省の関係規定に基づき実情を結びつけ、適時に調整する。

四、都市供水価格を調整する

「両費一価」（つまり、水資源費、汚水処理費と水利工程供水の価格を指す、下記は同じである）を調整すると同時に、都市の供水価格を相応的に値上げる。各市は省政府の規定に基づき、社会の受ける能力を十分に考えて、価格調整の範囲と幅を厳格にコントロールし、価格の論証会を真面目に開催し、市クラスの価格主管部門は都市の水道主管部門と共に都市水道価格調整の試案を出して、省の物価局に提出して許可を貰う。

五、「両費」の徴収と使用管理を強め

1、水資源費の徴収は水利部門による責任である。元に建設部の担当された都市企画区内の地下水資源費の徴収を水利部門に引き渡す。引き渡す時間は各市が自分で確定する。建設部門にある都市供水節水事務室はやはり都市供水節水に責任を持つ。財政部門は予算管理の関係規定に基づき事実を確かめた後、水利部門に徴収されて財政部門に上納した水資源費からその経費を支給し、その工作必要を保障する。

2、水資源費は行政的な課金に属して、その審査許可権力は省政府にある。市クラスおよびその以下の政府及びその直属部門は水資源費の徴収範囲と基準を設定し又は別の形で設定する権力がなく、すでに公布したのは例外なし一律に廃止する。

3、2002年1月1日から、市、県の徴収された水資源費を省に上納する比例は全部30%を下げる。市、県の分配比例は市、県の人民政府により商議して決めるとする。2002年1月1日から、錦州、朝陽、阜新、葫蘆島など遼寧省西側の四市及び直属する県が徴収された水資源費は同じの比例によって省に上納する。大連市の徴収された水資源費は計画単列期間で一時に省に上納しない。水資源費の予算管理についての規定は省の財政庁が省水利庁と一緒に別に制定して公布するのである。

4、水資源費、汚水処理費の徴収部門が管理を強め、法律に従って費用を厳格に徴収し、徴収率を努力的に向上すべきである。如何なる単位と個人は無断で水資源費と汚水処理費の減収、免除を決定してはいけない。

5、水資源費、汚水処理費の徴収基準と省の直属貯水池及び都市の水道料金を調整した後、各級の徴収部門は同級の物価部門に「料金を取る許可証」又は「料金を取る許可証」の変更手続きを取り扱い、許可証を呈示し、料金を取り、物価部門の検査と社会の監督を引き受ける。

6. およそこれまでの水利工程への供水価格、水資源費の徴収基準、都市污水处理費の徴収基準についての規定は本通達に触れるところがあれば、本通達に準じる。

遼寧省人民政府 2002年2月26日

(県級の政府までに公布する)

付属表 1

遼寧省水資源費用の徴収基準調整表

単位：元/立方メートル

用水種類	自分の水源										水道水会社	
	庶民用水		工業（林牧魚業）		行政事業		経営サービス業		特業界		調整前	調整後
	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後	調整前	調整後		
地下水	0.08	0.2	0.15	0.35	0.15	0.35	0.15	0.5	0.15	3	0.15	0.2
保護区の地下水	0.1	0.4	0.2	0.55	0.2	0.55	0.2	0.7	0.2	6	0.2	0.4
パイプ区の地下水	0.08	0.4	0.15	0.55	0.15	0.55	0.15	0.7	0.15	6	0.15	0.4
地熱水	0.16	0.4	0.4	1	0.4	1.3	0.4	1.5	0.4	6		
ミネラルウォーター	0.16	0.4	0.4	1	0.4	1.3	0.4	1.5	0.4	6		
地表水	0.04		0.11		0.11		0.11		0.11		0.11	

- 説明：1. 保護区の地下水とは省政府が遼政（2001）239 号書類で批准した「遼寧省地下水資源保護区防護治めの企画」により確定された地下水保護区において、水を取ることを指す。
2. 自分で用意した水源パイプ網区の地下水とは自分で用意する水源として、都市の公共供水網が届けるエリアに水を取ることを指す
3. 上水道会社のパイプ網区の地下水とは都市の公共供水網が届ける範囲に水を取り、上水道会社の供水網に繋がって一緒に水を取ることを指す。

付属表 2

遼寧省直属貯水池の供水価格調整表

種類	調整前	調整後
工業用水	0.32	0.52
農業用水	0.05	0.05
瀋陽市都市上水道工場	0.3	0.5
鞍山、阜新、鉄嶺市都市上水道工場	0.33	0.53
ほかの都市の上水道工場	0.27	0.47

遼寧省現行の水資源費の徴収基準表（現行）

単位：元/立方メートル、元/キロワット

水を取る分類	自分で用意した水源地									上水道 会社	水利工程			水力発電	
	生活	林牧 漁業	工業	行政 事業	経営 サービス業	特殊 業界	地温 空調	排水	農業		工業	上水 道会社	農業	大型	中小型
地下水採掘超 過区	0.40	0.55	0.55	0.55	0.70	6.00	なし	なし	0.002	0.40	—	—	—	—	—
パイプ網地下 水	0.40	0.55	0.55	0.55	0.70	6.00	なし	なし	0.002	0.40	—	—	—	—	—
地熱水	0.40	1.00	1.00	1.30	1.50	6.00	なし	なし	—	—	—	—	—	—	—
ミズラルウォ ーター	0.40	1.00	1.00	1.30	1.50	6.00	なし	なし	—	—	—	—	—	—	—
他の 地下水	0.20	0.35	0.35	0.35	0.50	3.00	なし	なし	0.002	0.20	—	—	—	—	—
地表水	0.10	0.25	0.25	0.25	0.40	3.00	—	—	0.001	0.11	なし	なし	なし	なし	なし

遼寧省都市用水の節水管理実施方法

(省政府令第33号 1993年12月7日に公布)

- 第一条 都市用水の節水管理を強化し、水資源の保護と合理的な利用を行うため、國務院が承認した《都市用水の節水管理規定》(以下は《規定》を略称する)に基づき、我が省の実情に合わせて、本方法を制定する。
- 第二条 我が省のすべての都市計画区内で、共用給水施設を利用し、給水施設を建設する部門と個人は、均しく《規定》と本方法を遵守しなくてはならない。
- 第三条 省、市(県レベルの市を含む)人民政府の都市建設行政管理部門はその行政区内の都市用水の節水を主管することとする。
県と県管轄制の鎮で、用水の節水管理は県レベルの人民政府が指定した部門により主管されることとする。
節水の管理については、水行政主管部門の業務指導を受けることとする。
省、市と県レベルの人民政府の関連部門は同レベルの人民政府の定める職責によって節水管理を確実にを行う。
- 第四条 各関連セクターの行政管理部門は各セクターの発展計画を制定すると同時に、セクター別の節水発展計画を制定し、さらに機構或いは責任者を指定してその計画の実施に責任を負わせる。
水を使用する部門は責任者を指定し、当部門の日常の節水管理に責任を負い、節水の主管部門の業務指導を受けなくてはならない。
- 第五条 省レベルの節水主管部門は、各関連セクターの行政管理部門と共にセクター別の综合利用の用水原単位と個別の用水原単位を制定し、行政レベル順位に下げ地区市レベル、県レベルの節水主管部門へ下達しなくてはならない。
地区市レベル、県レベルの節水主管部門は関連セクターの行政管理部門と共同で、省の下達した用水原単位、計画用水量及び給水能力に基づき用水原単位を制定し、定められた用水計画に従い用水の機関・企業に下達しなくてはならない。
用水の機関・企業は用水原単位に従い用水計画を制定しその用水計画の実施を組織しなくてはならない。用水の機関・企業の上級主管部門はこの用水計

画の実施を監督しなくてはならない。

第六条 工業企業は定期的に用水収支を検定しなくてはならない。節水の主管部門は企業一の用水収支の検定に対して技術的指導や検査を行わなくてはならない。問題を見つける場合、企業に期限を持って措置を取るように責任を課しなくてはならない。

第七条 新規建設、改築、拡張されるプロジェクトでは、国家の関連規定による水の再利用率に従い節水施設を組み合わせてセットにして、また国家と省レベルの審査承認した節水設備と器具を選択しなくてはならない。節水施設の完工検査は、節水の主管部門が参加しなければならない。

第八条 用水の機関・企業は節水施設の正常な運行を維持しなければならない。故障が起きた場合、直ちに解決しなければならない。
いかなる部門あるいは個人は、承認無しで勝手に節水施設を取り除いてはならない。取除く必要なものについては、当地の節水主管部門の同意を得なくてはならない。

第九条 用水の機関・企業は用水設備に量水設備を取り付け用水の消費量を考査し、単位当たりの用水量を減少しなくてはならない。いかなる循環使用、直列使用、浄化による再使用ができるものは、再利用され、水の利用率が高められなくてはならない。

第十条 工業用水の再利用率が 40%以下の(火力発電所の用水を含まない)の都市では、一つ上級の節水主管部門の同意が得ない場合、工業用水の用水量を新たに増加してはならない。

第十一条 公共施設による給水の部門に対して、用水指標の増加は、市各セクターの行政部門が審査同意を受け、市レベルの節水主管部門の承認を受けなくてはならない。

第十二条 市、県レベルの節水主管部門は、機関・企業の用水指標の実行状況に対して月ごとに審査を行わなくてはならない。用水指標を厳格に実行しなくて水を浪費する機関・企業に対しては、節水主管部門は用水制限の措置を取ること

ができる。

第十三条 公共施設による給水の機関・企業に対して、用水指標を超えた場合、水費を上乗せて徴収しなければならない。

用水指標の10%以下を超えたものについては、超えた用水に倍の水費を徴収する。10%~20%のものについては、超えた用水に2倍の水費を徴収する。20%~30%のものについては、超えた用水に3倍の水費を徴収する。30%~40%のものについては超えた用水に4倍の水費を徴収する。40%以上のものについては超えた用水に5倍の水費を徴収する。

第十四条 住民生活用水の給水は水道メーターの計量を用いて実行する。新規建設された住宅に戸別に水道のメーターを取り付けなければならない。現有の住宅で戸別の水道のメーターが取り付けられていない場合、節水主管部門は実際の場合に応じて期限を設けて水道のメーターを設置するように命じる。

生活用水に対して一定の水費を決める制度を禁止する。

第十五条 都市の給水企業或いは自分で給水施設を建設する機関・企業は、給水施設と給水パイプの維持、検査・修繕と管理を強化し、浄水の損失を減らさなくてはならない。

第十六条 給水企業は社会の用水量の減少で、利益に影響に与える場合、節水主管部門が審査したのち、財政部門の承認の上、それに応じて給水企業の計画利益指標を調整・減少することができる。

第十七条 用水の機関・企業は健全な用水記録と統計台帳を整備し、定期的に市、県レベルの節水主管部門とセクターの行政管理部門に用水統計報告表に報告しなくてはならない。

市、県レベルの節水主管部門は定期的に統計部門に本地区の用水統計報告表を送付しなくてはならない。

第十八条 《規定》及び本方法の実行に当たり、節水において顕著な成績を上げた機関或いは個人には、人民政府あるいは節水主管部門より表彰あるいは奨励を与える。

第十九条 《規定》と本方法に反する機関と個人に対して、市、県レベルの節水主管部門は《規定》の第十七条、第十八条及び第十九条の規定に基づき処罰する。その中、罰金については、下記のように実行する：

(一) 新規建設、拡張、改築する建設プロジェクトで、規定に基づき節水施設を組み合わせてセットにしていなかったり又は節水施設を建設しても完工検査で不合格の場合、5000元以下の罰金を課することができる。

(二) 生活用水で戸別の水道のメーターを取り付けることを拒否するものに対して30元～50元の罰金を課することができる。

第二十条 罰金の実行に当たり、財政部門の統一的に印刷した罰金領収書を使用しなくてはならない。罰金の全額は同レベルの財政部門に上納する。

第二十一条 行政処罰に服しなかったものに対しては、《規定》の第二十条に従い実行する。

第二十二条 節水主管部門の公務員は規律を遵守し法を守って、公平に処理しなければならない。

職務上の過失、職権の濫用、汚職に対して、軽微の場合には、所属部門あるいは上級の主管部門より懲戒処分を与える。刑法を犯した場合には、司法機関に提出して刑事責任を問うこととする。

第二十三条 本方法の実行に当たり、具体的な問題がある場合、省レベルの建設庁がその解釈に責任を負う。

第二十四条 本方法は公布日より施行する。

遼寧省遼河流域水資源防止条例

(1997年11月29日遼寧省第八回人民代表大会常務委員会第三十一回会議を通過)

- 第一条 遼河流域の水質汚染を防止し、水質を保護・改善し、人体の健康と生活・生産用水を保障し、社会経済の持続的発展を促進するために、関連法律法規に基づき、かつ本省の実情に結び付けて、本条例を制定する。
- 第二条 本条例は本省内の遼河流域の河川・湖沼・ダム・用水路等表流水水体の汚染防止に適用する。
- 第三条 遼河流域の各レベル人民政府は、当該行政区域内の水環境の質について責任を持ち、遼河流域の水汚染防止を社会経済発展計画の中に取り入れ、優遇政策・支援政策を実行して環境保全に対する投入を増やし、遼河流域水質汚染防止目標の実現を保証しなければならない。
- 関係各市の人民政府は遼河流域の整備目標を関連各県（県級市及び区を含む、以下同じ）及び汚染排出機関・企業等に分割し、目標責任制を実行する。遼河流域水質汚染防止に顕著な功績を挙げた機関・団体等及び個人は、人民政府による表彰または報奨を行う。目標が達成できなかった場合は、上級の人民政府により指導責任の追及を行う。
- 第四条 省・市の人民政府は業務の必要に応じ、責任を持って一元的調整に当り遼河流域水質汚染防止の業務指導を行う関連専門機関を指定することができる。
- 第五条 省・市・県の環境保護行政主管部門は、当該行政区域内の遼河流域水質汚染防止の実施について一元的監督管理を行う。
- 省・市・県の計画・経済貿易・水・建設・交通・農業・林業・漁業・財政・保健衛生・地質鉱産当の行政管理部門及び企業主管部門は、それぞれの職責に基づき、環境保護行政主管部門と共同して遼河流域水質汚染防止業務を行う。
- 第六条 遼河流域の県レベル以上の人民政府は、同レベルの人民代表大会及び常務委員会に対し、定期的に当該行政区域内の遼河流域水質汚染防止業務の進展状況を報告するものとする。

- 第七条 全ての機関団体等及び個人は、遼河流域を汚染から保護する義務を有し、遼河流域を汚染する行為に対して、これを制止・摘発・告発する権利を有する。
- 第八条 県レベル以上の人民政府は、水質汚染防止の研究を奨励し、水質汚染防止の先進的技術を導入・普及し、遼河流域の産業配置と構造の合理的調整を行い、資源配分の最適化を行い、企業の技術改造を促進し、クリーンプロダクションを推進するものとする。
- 第九条 遼河流域に対して、水質汚染物質排出総量規制制度を実施する。
- 第十条 省環境保護行政主管部門は、省の経済・計画・建設・水の行政管理部門と共に、遼河流域水汚染防止目標に基づき、水質汚染整備計画及び水質汚染物質排出総量規制計画を制定し、省人民政府に報告し認可を受けてこれを実施する。遼河流域の市・県の人民政府は、上級人民政府の制定した遼河流域水質汚染整備計画及び水質汚染物質排出総量規制計画に基づき、所轄行政区域内の遼河流域水質汚染整備計画及び水質汚染物質排出総量規制計画を制定するとともに、具体的実施の配置の手配を行う。
- 第十一条 省環境保護行政主管部門は、省の水・地質鉱産・保健衛生・建設等の関連する行政管理部門と共に、全省の飲用水源保護区を決定し、省人民政府に報告し認可を受ける。市の環境保護行政主管部門は、市の水・地質鉱産・保健衛生・建設等の関連する行政管理部門と共に、集中式飲用水源保護区を決定し、市人民政府に報告し認可を受ける。
- 第十二条 遼河流域に水質汚染物質を排出する企業・団体・個人経営商工業事業者（以下汚染排出事業者—訳注：中国語原文は『単位』—と総称する）に対し、県以上の環境保護行政主管部門は水質汚染物質排出総量規制計画・建設プロジェクト環境影響報告書及び汚染排出申請量に基づき、その水質汚染物質排出総量規制の指標を決定する。
- 第十三条 遼河流域の汚染排出事業者に対し、汚染物質排出許可制度を実施する。国家及び地方の汚染物質排出基準以下であり、水質汚染物質排出総量規制の指標以下である汚染排出事業者に対し、県レベル以上の環境保護行政主管部門は

汚染排出許可証を審査発行する。

第十四条 水質汚染物質排出総量規制の指標を超える汚染物質排出がある遼河流域の汚染排出事業者については、県レベル以上の人民政府が責任を持って一定の期限以内に整備を行うものとする。期限内に整備が終わらなかった場合は、水質汚染物質排出量を増加させる建設プロジェクトを実施することは出来ない。

第十五条 遼河流域の重点汚染排出規制区域内の汚染排出事業者、及び重点汚染排出規制区域外の重点汚染排出事業者は、污水排水口に計量装置を設置しなければならない。

第十六条 遼河流域の施設等の新設・改造・拡張プロジェクトは、その所在地の水環境機能要求に従い環境影響評価を行わなければならない。県レベル以上の環境保護行政主管部門は、水体に対し汚染物質を排出する建設プロジェクトの環境影響報告書に対する審査と認可を行い、当該地域の水質汚染物質排出の総量規制指標を超えてはならない。

第十七条 建設プロジェクトは「三つの同時」（訳注：環境保全設備を建設工事本体と同時設計・同時施工・同時稼働開始すること）を厳密に実施しなければならない。「三つの同時」規定によらずにすでに完成し稼働開始している建設プロジェクトについては、環境保護行政主管部門が責任を持って生産停止または使用停止とする。

第十八条 遼河流域の生活飲用水水源保護区においては以下の行為を禁止する。（一）汚染排出口の新設または拡張、（二）水体に対する工業廃棄物、生活ごみ等の各種固形廃棄物の投棄、（三）水体に対する各種汚染物質を含む污水及び放射性物質を含む廃水の排出、（四）水体における油類または有毒汚染物質の貯蔵用の車両及び容器の洗浄、（五）水体において爆破・毒薬・電気ショック等の方式による魚の捕獲、（六）一級保護区においては、水体における遊泳・水上訓練実施・及びその他の水体汚染の可能性を有する活動、（七）一級保護区内において、給水施設及び水源保護に無関係の観光・リゾートその他の建設プロジェクトの新設・拡張、（八）一級保護区内において油・石炭を燃料とする船・ボートの運転、（九）その他の生活飲用水水源保護区を汚染する行

為。

遼河流域の生活飲用水水源保護区において水生動物の養殖を行うものは、保護区管理部門の承認を得て規定の区域内で養殖するものとし、水体環境の質を破壊してはならない。

第十九条 遼河流域の河川・湖沼・ダム・用水路の管理範囲内で、污水排水口を設置または拡張する場合は、県レベル以上の環境保護行政主管部門が同レベルの水行政管理部門と協議して承認する。

第二十条 遼河流域においては、石綿製品・放射性製品の生産企業の建設を禁止する。また、小規模製紙工場・製革工場・染料工場の建設を禁止する。また、民間在来の方法による砒素製造・水銀製造・鉛亜鉛精錬・石油精製・金鉱選鉱・漂白染色・醸造、及び農薬・電気メッキ・化学工業生産を行うことを禁止する。

遼河流域において環境を汚染する生産プロジェクトを新たに実施することを厳格に制限する。厳格な制限を受ける生産プロジェクトを新たに建設する場合は、省の環境保護行政主管部門がこれを審査して認可する。

厳格な制限を受ける生産プロジェクトのリストは、省の環境保護行政主管部門が同レベルの関連行政管理部門と協議の上策定し、省人民政府に報告して審査・認可を得たうえで実施する。

第二十一条 基準を超える水質汚染物質を排出する遼河流域の汚染排出事業者については、法律及び法規の規定に基づいて期限を決めて整備を実施させるものとし、かつ県レベル以上の人民政府により期限付き整備事業者リストを公布する。

遼河流域の汚染排出事業者でその排出する汚染物質が著しく環境を汚染し、かつ整備を実施する価値が無い場合、または2001年1月1日以降も引き続き基準を超える水質汚染物質を排出している場合は、県以上の人民政府が責任を持ってこれを閉鎖するか、または生産停止とする。

第二十二条 水資源を開発利用する場合は、全体計画を策定し、水体の自然浄化能力を維持し、表流水の正常流量を保持し、水体本来の水環境の質を保持する。

第二十三条 遼河流域の河川の大規模水制御型の水利施設は、都市住民生活用水と工業農

業用水を保障することを前提にしつつ、同時に下流の水環境の質を考慮して、汚染防止調整案を制定し、ダムより下流の最小流量を確定して水体の自然浄化能力を維持する。

大規模水制御型の水利施設のダム以下の最小放流量は、省の環境保護行政主管部門が水行政管理部門と協議して具体的な案を提出し、省人民政府に報告して確定する。

第二十四条 各レベルの環境保護行政主管部門は環境モニタリング制度を整備し、水行政管理部門とともにモニタリングネットワーク整備の手配を行い、遼河流域の水環境の質に対するモニタリングを強化する。
省の環境保護行政主管部門は遼河流域の水環境質状況公報を定期的に公布するものとする。

第二十五条 市及び県の人民政府は対策を実施して当該行政区域内の水質汚染を制御し、市・県の境界線を出て行く河川断面の水環境の質の指標が、下流の河川または流入するダムの環境機能の要求に符合することを保証する。

第二十六条 省の環境保護行政主管部門及び水行政管理部門は、遼河流域の接触酸化池・污水池・灰貯蔵場及びその他の有毒・有害物質の置き場の、雨季の環境安全監督検査を強化し、水汚染事故の発生を防止するための措置を講ずる。

第二十七条 遼河流域において徴収した汚染排出費は、汚染整備のための予算・貸付金・及びその他の関連費用として用いるものとし、(他の予算・費用とは混用せずに)単独で用いる費用とし、いかなる機関団体及び個人もこれを他の用途に転用することはできない。

会計監査部門は当該行政区域内の遼河流域の各項目の汚染整備予算の使用状況に関する会計監査を行い、省・市の人民政府に対し会計監査の状況を報告するものとする。

第二十八条 遼河流域の県レベル以上の人民政府は遼河流域水汚染防止整備計画の要求にしたがって、都市污水集中処理施設を建設するものとする。

都市污水集中処理施設に対し污水を排出する場合は、污水处理費用及び污水处理施設建設容量増加費を支払わなければならない。費用徴収基準と徴収した費用の使い方については、省の環境保護行政主管部門が省の財政・物価・建設の行政管理部門と共にこれを制定し、省人民政府に報告して認可を受け

てから実施する。

第二十九条 本条例の規定に違反した場合、環境保護法律・法規に処罰規定がある場合は、法律・法規の規定に従って法執行を行う。法律法規に規定がない場合は、以下の規定に従って法執行を行う。

(一) 遼河流域の河川・湖沼・ダム・用水路の管理範囲内において、無許可で汚水排水口を設置または拡張した場合、県レベル以上の環境保護行政主管部門が責任を持ってこれを正し、1 万元から 5 万元の罰金とする。

(二) 建設が禁止されている生産プロジェクトを建設するか、または厳格に制限されている生産プロジェクトを無許可で建設した場合は、法に従い建設停止または閉鎖とし、市レベル以上の環境保護行政主管部門が処罰を行い、その罰金は 5 万元から 2 0 万元の範囲とする。

(三) 規定に従って汚水排水口の計量装置設置を行わなかった場合、県レベル以上の環境保護行政主管部門が期限を区切って責任を持って設置させ、かつ 1000 元から 1 万元の罰金に処す。

第三十条 本条例の規定に違反し、市・県の境界を出る水環境の質が水環境の機能要求に符合せず、汚染事故を引き起こした場合は、汚染排出事業者の所在地の人民政府によりその経済的責任を追求するものとする。責任のある汚染排出事業者、及び人民政府の責任者に対しては、上級主管部門及び人民政府により行政処分を科す。犯罪に相当する場合は法に従って刑事責任を追及する。

第三十一条 環境保護行政主管部門がその地域の水質汚染物質排出総量規制の指標を超えて建設プロジェクトの環境影響報告書を認可した場合は、その総責任者及び直接責任者に対し、その所属機関または上級主管部門により行政処分を科す。犯罪に相当する場合は法に従って刑事責任を追及する。

第三十二条 行政処罰実施の権限については、『遼寧省環境保護条例』の規定に従って執行する。

行政処罰の手続き及び罰金没収の処理は、『中華人民共和国行政処罰法』の規定に従って執行する。

第三十三条 環境保護管理要員の職権乱用・職務怠慢・不正行為に対しては、その所属機関または上級主管部門により行政処分を科す。犯罪に相当する場合は法に従

って刑事責任を追及する。

第三十四条 本条例は公布された日より施行される。

遼寧省汚染排出許可書の管理方法（試行）

- 第一条 環境汚染を有効に制御し、環境の品質を改善し、環境のモニタリング管理を強めるために、「中華人民共和国環境保護法」及び「遼寧省環境保護条例」などの関係法律、法規に従って、本省の実際状況を結び付けて、本方法を制定する。
- 第二条 本方法は本省の管轄区におき、環境に汚染物質を直接的、又は間接的に排出し、騒音又は固体廃棄物を産生する企業、事業部門、自営工商者（以下は汚染排出部門を略称する）に適する。
- 第三条 省環境保護局は本方法の実施と統一的な監督と管理を組織する。
- 第四条 汚染物質の排出管理は濃度の制御と総量の制御を互いに結び付ける原則に従うべきである。各市の環境保護局は省環境保護局の発布された総量の制御計画を厳格に実行しなければならない、地区の総量指標を超過してはいけない。そして、総量指標を具体的な汚染排出部門に分解して、汚染物質の排出を厳格に制御する。
- 第五条 各市の環境保護局は省環境保護局の発布された汚染物質の排出総量とプロセスレベルに従って、新設、建て直し、建設拡大するプロジェクトの許容排出量を査定して確かめる。プロジェクトの建て直し、拡大で増加した総指標を汚染排出部門までに分解した総量指標の以内に制御する。
新たに着工するプロジェクトであるが総量指標がないのは、所轄する地区において所在市の環境保護局により統一に調達し、解決することができる。総量指標のない地区に、プロジェクトを新たに着工するのは一律に許可してはいけない。
- 第六条 汚染排出部門の所在する市環境保護局は汚染排出許可証の交付の責任を負う。省環境保護局は所在する市環境保護局に委託して、中央、省の直属された企業に許可証を交付する。各市環境保護局は汚染負荷の総量の 80%を占めた重点的な汚染排出部門に許可証を交付したことを省環境保護局に報告

し、記録にのせる。

- 第七条 汚染排出許可証の管理を実施する基本的なプロセスは次のようである。
汚染排出について申告、登録、査定、汚染排出許可証の交付とモニタリング管理。
- 第八条 汚染排出許可証を申告するのは年度に基づいて、汚染排出の申告と登録を行い、汚染排出のリストを次第に建てる必要である。汚染排出の部門は毎年12月15日までに、「汚染排出の申告登録表（試行）」を書き込んで、所在する市、県の環境保護局に次年度に、正常的な作業の下で、汚染排出の種類、数量、濃度などを報告し、汚染物質の排出と関係する書類を提供する必要である。汚染排出の部門は次年度の汚染排出状況を申告する場合、前年度の汚染排出の実情と次年度の生産計画が必要である汚染物質の排出を根拠とする。
- 第九条 新設、建て直し、建設拡大するプロジェクトを試作するまでの三カ月以内に汚染排出の申告手続きを取り扱う。
- 第十条 汚染排出部門は汚染物質の排出を重大に変更し、または重大な変更を急に発生するのは、ぜひ変更前の15日間、または変更後の三日間の内に現地環境保護部門に変更手続きを取り扱って、「汚染排出変更申告登録表（試行）」を書き込む必要である。
- 第十一条 汚染排出申告登録については、年間審査制度を実行する。各市の環境保護局は毎年3月31日までに、汚染排出の年間審査申告を完成し、省環境保護局に本管轄区における汚染排出部門が汚染排出申告登録の年間審査をした後、電子書類および排出申告登録の状況を提出すべきである。再び審査を必要とする部門については、環境保護部門は作業員を派遣して、現地で抜き打ち検査をして、測定を行うことができる。
- 第十二条 第十二条 本省管轄区における汚染排出部門は汚染排出の申告登録を完成して、審査をした後、染物排出許可証を交付することができる。登録を変更する汚染排出部門は汚染排出の変更を申告、登録して、審査をした後、新た

な汚染排出許可証を交付することができる。同時に元の汚染排出許可証が無効にする。清潔的な生産審査と 14000 認証を通過したもの、及び省環境保護模範企業（又は国家環境友好企業）に評定された汚染排出部門に対して、まず汚染排出許可証を交付することができる。

第十三条 第十三条 汚染排出許可証に重点的制御される汚染物質指標には、廃水では化学酸素需要量とアンモニア窒素で、空気では二酸化硫、煙塵と工業粉塵で、及び固体廃棄物と特徴な汚染物質である。

第十四条 第十四条 汚染排出許可証は「汚染排出許可証」（以下は「許可証」を略称する）と「臨時汚染排出許可証」（以下は「臨時許可証」を略称する）を分ける。審査に合格し、規定される汚染排出基準と汚染排出総量を超えない汚染排出部門に「許可証」を交付する。規定される汚染排出基準と汚染排出総量指標を超えた汚染排出部門、新設プロジェクト、汚染排出の設備を試運転している汚染排出部門に「臨時許可証」を交付する。環境保護検査を受けなくて生産経営に投入するものは、環境保護の検査の上で引き取る手続きを補充すると、「汚染排出許可証」を申請して、受領することができる。

第十五条 「許可証」の有効期間は三年間である。「臨時許可証」の有効期間は一年間である。汚染排出部門は「許可証」が満期までの三カ月の間に、元の公布機関に「許可証」の交換申請を提出すべきである。「臨時許可証」を持っている汚染排出部門は満期する前に、元の交付機関により審査を行って、規定される汚染排出基準と汚染排出総量指標に合格するのにたいして、「許可証」を交付する。満期したけど、やはり要求に達しなかったのに対して、「臨時許可証」を取り消し、汚染物質の排出を許可してはいけない。

第十六条 「許可証」（臨時許可証を含め）は正本と副本を分ける。正本は主な工作場所または主な生産経営場所に掛け、監督に便利である。副本は検査、査定と記録に用いる。

第十七条 「許可証」について年間審査を行う。各汚染排出部門は毎年 5 月 31 日までに、汚染排出許可証を交付した市環境保護局に汚染排出許可証の年間審査の手続きを取り扱う。各市の環境保護局は毎年 6 月 30 日までに本管轄区における汚染排出許可証の年間審査の状況を省環境保護局に報告する必要であ

る。省環境保護局は毎年、ある程度の比例によって重点的な汚染排出部門について抜き打ち検査を行う。

第十八条 汚染排出部門はぜひ汚染排出許可証の規定に従って、汚染物質を排出しなくてはならない。「許可証」または「臨時許可証」を持つ汚染排出部門はぜひ省環境保護局の規定に従って、汚染物質の排出口を整理し、統一な標識と番号を設けて、サンプルリングと計測の条件を具備しなければならない。

第十九条 元の許可証交付機関の許可に基づいて、汚染排出総量指標は互いに調達して使用することができる。

第二十条 「許可証」を持つ部門は汚染排出費用の徴収と法律に規定された責任を免じてはいけない。

第二十一条 破産、廃業などの原因で汚染物質をまた排出しない部門は、管轄の市環境保護局に汚染排出許可証を取り消す手続きを取り扱い、「許可証」または「臨時許可証」を返還する必要がある。

第二十二条 汚染排出許可証を取得しなくて、かつてに汚染物質を排出することに、環境保護部門は警告を与え、指定の期限内に汚染排出許可証を取り扱わせ、三百元から五千元までの罰金を処罰する。汚染排出許可証を取得しなくて、排出された汚染物質が国家又は地方における排出基準を超えたことに、一万元から十万元までの罰金を処罰する。

第二十三条 「許可証」又は「臨時許可証」の規定に従って汚染物質を排出することに、「中華人民共和国水污染防治法実施細則」の第四十四条に従って、指定の期限内に直させ、五万元以下の罰金を処罰することができる。状況の嚴重であることに、その「許可証」又は「臨時許可証」を取り消すことができる。汚染排出許可証を偽造、消して直し、貸し出し、譲渡、或いは売ること、元の交付機関によりその「許可証」又は「臨時許可証」を取り消す。

第二十四条 省環境保護局は汚染排出許可証の形を統一的に設定し、各市環境保護局は自行で印刷する。エンコードは申告部門の法定代表者のコードと一致する。

第二十五条 本方法は省環境保護局により解釈を負う。

第二十六条 本方法は交付した日から、実施を開始する。

遼寧省地下水資源保護条例

2003年8月1日遼寧省第十回人民代表大会
常務委員会第三次会議にて可決

- 第一条 地下水資源を保護し、合理的に開発利用し、地下水資源の管理を強めるために、「中華人民共和国水法」及び関係法律、行政法規に基づき、遼寧省の実情と結び付けて本条例を制定する。
- 第二条 本条例に言われた地下水資源は、地表以下に埋蔵する水資源（地熱水、ミズラルウォーターを含む）とする。
- 第三条 本省の行政区内において、地下水資源に対する保護、開発利用、管理は、関係法律、法規及び本条例を遵守しなければならない。
- 第四条 地下水資源の保護では、地表水と地下水を統一に調整して地表水を優先的に使用し、水源の開発と節水を結合して節水を優先とし、採取と補給のバランスを取り、汚染を防止するという原則を守らなければならない。
- 第五条 国民経済と社会発展の計画及び都市の全体計画の策定、重大な生産建設プロジェクトの配置は、各地域の地下水資源の状況に適応しなければならない。大量の地下水を取水する建設プロジェクトは厳格に制限しなければならない。
- 第六条 地下水資源の保護における先進的科学技术の研究、普及と応用は奨励して支持する。
各レベルの人民政府は地下水資源の保護において顕著な成績をあげた事業団体と個人に顕彰と奨励を与えるべきである。
- 第七条 省、市、県（県レベルの市、区を含め、以下は同じ）人民政府水行政主管部門は、規定に定められた権限に従って、本行政区域内の地下水資源保護に責任を負う。
国土資源、建設、環境保護、農業などの関係部門は職権に応じて、地下水資源保護と関連する活動を確実に実施する。

- 第八条 省人民政府の水行政主管部門は、全省水資源の保護計画の策定に当たっては、全省の地下水資源の開発利用現状に応じて、地下水資源の普通過剰採取区と嚴重過剰採取区を区分しなければならない。また、嚴重過剰採取区はさらに制限採取区と禁止採取区に細分される。
- 普通過剰採取区、嚴重過剰採取区及び嚴重過剰採取区の制限採取区又は禁止採取区の区分は、同レベルの関係部門の意見を求め、省人民政府に報告し、承認を受けて公布し、実施しなければならない。
- 第九条 地下水資源の普通過剰採取区には、地下水取水指標と地下水取水の建設プロジェクトを厳格に制限し、大量の地下水の取水を必要とする工業、農業とサービス業の建設プロジェクトを承認してはならない。
- 第十条 地下水資源の嚴重過剰採取区には、新規の地下水取水施設を建設しては行けなく、地下水取水量の指標を増加しては行けない。制限採取区内に既設の取水施設に対しては、年毎に取水量を削減して、井戸の分布を調整し、或いは一部の井戸を閉鎖しなければならない。禁止採取区に現有の採取施設に対しては、期限を設けて閉鎖しなければならない。
- 第十一条 地下水取水施設の閉鎖、取水量の削減、或いは取水井戸分布の調整という全体方案は、省人民政府水行政主管部門が関係部門と共同で制定し、省人民政府に提出して承認を受けなければならない。市、県人民政府の水行政主管部門は省の全体方案に従って関係部門と共同で、具体的な方案を制定し、同レベルの政府に提出して、承認を受けた後実施する。
- 第十二条 地下水の過剰採取区以外の地区には、旱魃など応急な状況を除き、以下の条件の一つでも該当する場合、水行政主管部門は地下水取水量の増加や、新規地下水取水施設の建設プロジェクトを許可してはならない。
- (一) 公共の給水パイプ網範囲内、且つ給水能力が需要に満足できる。
 - (二) 地表水による給水が可能である。
 - (三) 地下水資源の汚染を防止する措置と施設がない。
- 第十三条 法律に基づく地下水資源の取水許可制度を実行する。取水許可の審査、承認

手順と監督管理は国家の関係規定により実行する。

第十四条 取水申請が許可された後、井戸掘りの必要がある場合、その施工部門は井戸を掘る前、水行政主管部門に掘る方案と資格の証明を呈出し、その審査、批准を経てこそ、井戸掘り工事を実施することができる。水行政主管部門は関係書類を受けた日から15日間に許可するどうかの確定をする。建設部門は取水許可書を取得しない場合、井戸掘り部門は当建設部門の井戸を掘る工程を引き受けてはいけない。

第十五条 新たに建設、改築、拡大建設のプロジェクトとして、取水を必要とするは建設部門が取水許可を申請すると同時に節水措置と節水施設の設計案を付加すべきである。節水施設を完工して、検収を合格するこそ、水を取ることができる。

第十六条 地下水を直接に取る事業体と個人（次は取水者を略称する）はぜひ国家の規定に合せる水取りの計量施設を据付て、定期的に検査保守し、正常に運転を保障しなければならない。

第十七条 取水者は用途により地下水を使用しなければならない。供水の目的を移転し、又は無断で用途を変更してはいけない。

第十八条 地下水を取ることは法により有料使用制度を実行する。地下水水資源費の基準は水利工程の供水価格より高いべきである。地下水の超量採水区と都市の供水パイプ網にカバされた範囲に、そして供水能力が必要を満たす地区に、地下水水資源費の基準はほか地区の地下水水資源費基準より高いべきである。地下水を違法で取るのでは、地下水水資源費の基準に従って水資源費を倍にして徴収すべきである。具体的な基準は省人民政府により別に規定する。

第十九条 県クラス以上の人民政府水行政主管部門は現地に適した措置をとり、有効措置を取り、地下水への有効補給を増やすべきである。地下水への補給源を建設するのは現地の水利建設、生態保護環境を結び付けるべきである。県クラス以上の人民政府は地下水超量採水区の工程建設をよくすること。人工での戻し灌漑、地表水への供水工程と地下貯水池の工程施設などの措置に

よって地面の沈下、水資源の涸れ、海水浸入、水質の悪化を防止する。

第二十条 省人民政府水行政主管部門は地下水資源について動態観測ステーション、ネットワークの建設と監督を組織する。

省、市、県人民政府水行政主管部門は地下水資源の水量、水質について長期的、動態的な観測を組織する。測定結果を定期的に上級の水行政主管部門に報告すべきである。

他の関係部門はその職権と責任に基づいて、地下水資源への保護と水質への監督を展開する。

第二十一条 地質調査、採鉱、採油、工程建設などの活動を従事して、地下水汚染をもたらす可能性がある場合、建設部門は保護的な措置を取るべきである。

第二十二条 如何なる事業体と個人は滲井、滲坑、割れ目又は鐘乳洞などを利用して地下に有毒な汚染物の廃水、病原体を含む汚水を排出し、ごみとほかの有毒、有害な汚染物を捨て、或いは汚水で戻し灌漑をしてはいけない。井戸を埋めたり、閉鎖したりするのは地下水資源を汚染してはいけない。

第二十三条 取水者は規定に従って取水量を低減しなくて、或いは無断で取水指標を拡大するのは水行政主管部門により改正を命じる。そして、2 万元以上、10 万元以下の罰金を与える。状況の程度が嚴重であるのは取水許可書を取り上げる。

第二十四条 取水者が規定に従って取水工程を閉鎖しない場合、水行政主管部門は強引にそれを閉鎖させ、閉鎖費用は取水者により引き受ける。

第二十五条 批准を経なくて、地下水を取ったのは水行政主管部門によりその違法行為の停止を命じ、10 万元以下の罰金を与える。

第二十六条 井戸掘り施工部門は次の状況が一つあると、水行政主管部門により改正を命じ、下記の規定により罰金を与える。

(一) 批准なし、井戸掘りの工程を受け取ったのは 5 万元以下、10 万元以上の罰金を与える。

(二) 相応的な資格を持たなくて、地下水取水工程を受け取ったのは 2 万元以下、5 万元以上の罰金を与える。

(三) 井戸掘り方案が批准されなかった工程を受け取るのは1万元以上、3万元以下の罰金をする。

第二十七条 新築、改築、拡大建設である建設項目として、地下水取水を必要として、次の状況が一つあるのは県クラス以上の人民政府関係部門により期間をつけて、改正を命じ、下記の規定に従って罰金をする。

(一) 節水施設を設けなくて取水したのは5万元以上、10万元以下罰金をする。

(二) 節水施設を検収しなくて、又は検収しても合格しなくて取水したのは2万元以上、8万元以下罰金をする。

第二十八条 取水施設を据付けなくて、又は据付ても正常に運行できないのは、水行政主管部門により期限をつけて据付させ、又は修復を命じる。状況が嚴重であるのは取水許可証を取り上げる。

第二十九条 供水を変換して、又は批准されなくても取水用途を無断で変更するのは水行政主管部門により改正を命じる。2万元以上、8万元以下罰金をする。状況が嚴重であるのは取水許可証を取り上げる。

第三十条 事業体と個人が地下水資源に汚染を齎したのは環境保護行政主管部門により水污染防治と関する法律法規に基づき処罰をする。

第三十一条 水行政主管部門の工作人員として下記の状況が一つあるのは所在部門或いはその上級の主管部門により行政処分を与える。犯罪になったのは法に従ってその刑事責任を追及する。

(一) 取水許可申請に違反して取水許可証を交付したもの；

(二) 法に違反して地下水の水資源費を取ったもの；

(三) 法に違反した行為を発見しても調査しなくて処分しないもの；

(四) 無断で取水計画を変更したもの；

(五) 職権乱用、不正行為、職責を軽んずる行為があるもの。

第三十二条 本条例は2003年10月1日から実施する。

遼寧省における農業灌漑の水源、灌漑排水施設及び 灌漑耕地の占用に関する管理規則

(省政府令第83号 1997年11月20日)

- 第一条 農業灌漑の水源、灌漑排水施設の管理を強化し、灌水・排水の面積の安定と発展を保障するために、「中華人民共和国水法」と国家の関係規定に基づき、わが省の実情に応じて、本規則を制定する。
- 第二条 本規則において農業灌漑の水源、灌漑排水施設（下記は灌漑水源、灌排施設を略称する）の占用とは非農業用の建設が国家所有の、及び国家の投資で法に基づく集団所有の灌漑水源、灌排施設を占用し、及び人為的に灌漑水源、灌排施設の廃棄或いは一部機能（供水量の減少、水位の低下、水質の汚染など）の失いを引き起こした行為とするものを言う。灌漑耕地の占用とは、非農業建設が灌漑水源、灌排施設の寄与する耕地を占用し、それにより灌漑水源、灌排施設を廃棄し、又は一部の機能を失う行為とするものを言う。
- 第三条 本規則はわが省の行政区において非農業の建設による灌漑水源、灌排施設、灌漑耕地の占用に係わる管理に適用する。
- 第四条 省、市、県（県レベルの市、区を含める、下記は同じ）の人民政府の水行政主管部門は本行政区内において非農業建設による灌漑水源、灌排施設、灌漑耕地の占用管理に責任を持つ。
- 第五条 灌漑水源、灌排施設を占用する部門と個人は灌漑水源、灌排施設の管理部門又は郷（鎮を含め、下記は同じ）の水利所に申請を提出し、管理部門或いは郷水利所が県レベル以上の水行政主管部門に提出し、その承認を受けなくてはならない。行政区にまたがって占用するものは、その共同の一つ上級の水行政主管部門の承認を受ける。占用の申請書は省水行政主管部門が統一に印刷する。
- 第六条 灌漑耕地を占用する部門と個人は県レベル以上の土地管理部門に申請を提出し、土地管理部門が審査・承認の権限に基づき審査・承認を行うとともに、同レベルの水行政主管部門にその副本を送付する。灌漑耕地を占用したもの

は事前に県レベルの水行政主管部門の審査を受けなくてはならない。県の水行政主管部門は5日以内に意見に署名しなければならない。占用された灌漑耕地においては灌漑水源、灌排施設がある場合は、事前に県レベル以上の水行政主管部門の同意を得なければならない。

第七条 一つの建設プロジェクトの建設に灌漑水源、灌排施設を占用する必要なものは、全体計画により1回の申請を行い、全体のものをばらばらにして何度も申請してはならない。

第八条 灌漑水源、灌漑施設、灌漑耕地を占用した部門と個人は承認された用途により占用し、無断で変更してはならない。

第九条 不可抗力のため急に灌漑水源、灌漑施設を占用する必要なものは、県レベル以上の人民政府の承認を受けた後、先に占用することができるが、承認された日よりから30日以内に占用の手続きを済まなければならない。

第十条 灌漑水源、灌漑施設、灌漑耕地の占用は有償占用と当量交換という原則を採用するものである。

第十一条 3年以上（累計の3年間を含む）灌漑水源、灌漑施設を占用する単位と個人は、占用された灌漑水源、灌漑施設の規模、機能、効率と同等の施設を建設しなくてはならない。建設できない、或いは先に占用し後に建設するものは、新築の同等の施設の総投資額に基づき、開発補償費を支払わなければならない。具体的な補償額は占用された灌漑水源、灌漑施設の管理部門により提出し、県レベル以上の水行政主管部門と主管部門の審査後、同レベルの物価、財政部門に提出し、査定を受けなくてはならない。先に占用し後に建設される同等の施設は竣工後、県レベル以上の水行政主管部門の検査を受け、合格後、開発補償費の徴収部門がその開発補助費の納めた部門と個人に返却しなくてはならない。

第十二条 第十二条 灌漑耕地を占用する部門と個人は以下の基準により1回限り開発補助費を納めなくてはならない。

- (一) 農地では1平方メートル当たり1.00元～1.50元；
- (二) 菜園では1平方メートル当たり1.20元～1.70元；

(三) 畑では1平方メートル当たり0.80元～1.30元；
具体的な基準については、県レベル以上の水行政主管部門は関係部門と共同で灌漑水源、灌排施設の形式、規模、構造、工事量、施工条件に従い制定する。

第十三条 第十三条 灌漑耕地の占有は以下の状況の一つに該当すれば、下記の規定に基づき開発補償費を減収し、或いは免除する。

- (一) 国家の建設した社会的公益事業では20%～40%を減収する。
- (二) 郷・村の建設した公共施設と農民の新築した自分用住宅では40%～60%を減収する。
- (三) 農地水利施設の建設、防護林の建設、軍隊の軍事施設の建設と郷・村の建設した公益事業及び被災者の新築した自分用住宅では、開発補償費を免除する。

占有された灌漑耕地において、新規菜園地の開発建設基金又は基本農地用地費をすでに納めるものは、開発補償費を納めないこととする。

第十四条 灌漑水源、灌排施設を占有する部門または個人は占有の申請が承認された日より開発補償費を上納しなければならない。灌漑耕地を占有するものは占有申請が承認された日より5日間以内に開発補償費を上納しなくてはならない。

第十五条 灌漑水源、灌排施設、灌漑耕地を占有し、施設管理部門及び受益農家に経済損失を与えたものは、県レベル以上の水行政主管部門が同レベルの物価、財政部門と共同で審査・確認した後、占有する部門又は個人は賠償する。
一時的に灌漑水源、灌排施設を占有するものは、前条により賠償するほか、占有期間が満了後、占有部門又は個人は承認書類に規定された期間内に施設の現状と灌排施設の効果と利益を回復しなくてはならない。承認機関が検査の上、合格後、受取手続きを行う。

第十六条 開発補償費は県レベル以上の水行政主管部門が管轄の権限により確認・徴収し、同レベルの財政予算管理に納入し、特別資金として特定プロジェクトのみに使用する。灌漑水源、灌排施設の新規、拡大、改築を行うプロジェクトに専用する。基本農地保護区の灌漑農地の占有に対しては、財政部門は本規則の第十二条の規定に定められた基準に基づき、耕地建設費から開発補償費

を振り替えなくてはならない。

第十七条 本規則に違反して、以下の行為の一つに該当する場合、県レベル以上の水行政主管部門は改正を命じ、2000 元以上 8000 元以下の罰金を科する。

- (一) 未承認で灌漑水源、灌排施設を占用するもの。
- (二) 承認されたた灌漑水源、灌排施設の用途を無断で変更したもの。
- (三) 先に占用した後、規定された期限内に占用の手続きをあとから済ませないもの。
- (四) 一時的に占用し、その期間満了後、規定に基づき施設の現状と灌漑排水施設の効果と利益に回復しなかったもの。

第十八条 本規則に違反して、下記の行為の一つに該当する場合、県レベル以上の水行政主管部門は、土地管理の法律、法規に基づき処罰を科する。

- (一) 未承認で灌漑耕地を占用したもの；
- (二) 無断で灌漑耕地の用途を変更したもの；

第十九条 本規則に違反し、規定の期限内に開発補償費を納めなかったものは、県レベル以上の水行政主管部門が期限付け納付を命じるとともに、200 元以下、1000 元以上の罰金を科することができる。

第二十条 行政処分と処罰の実行は「中華人民共和国行政処罰法」の規定に基づき実行しなければならない。

第二十一条 本規則を実行する国家の公務員は職権を濫用し、職責を軽んじ、汚職行為をしたものは、その所在する部門又は上級の主管部門が行政処分と処罰を与える。犯罪を構成するものは、司法機関が法律に基づき刑事責任を問う。

第二十二条 集団又は個人の投資により建設された灌漑水源、灌排施設の占用に係わる賠償基準は本規則を参照して実行する。

第二十三条 本規則は 1998 年 1 月 1 日より実行する。

遼寧省農業投資条例

(1997年11月29日遼寧省第八回人民代表大会委員会
第三十一次会議に可決された)

第一章 総則

第一条 農業投資の穏やかな増大と合理的な使用を保持し、農業が国民経済中にある基礎地位を強化し、農業生産の持続、快速、健全な発展を促進するために、「中華人民共和国農業法」等の関連法律、法規の規定により、本省の状況にあわせて、本条例を制定する。

第二条 本条例に農業を言うのは即ち、栽培業、林業、畜産業、漁業及び上記の各産業のサービスして又は関連する水利、農機、気象、郷鎮企業、農業開拓等の産業又は業界を指す。本条例に農業投資を言うのは各級人民政府及び関係部門が農業の基本建設投資、科学技術の三項費用、農業生産への支援支出と農業部門の事業費、農業総合開発資金、財政が農業支援の回転資金、法に依り受け取って農業に用いる各基金等の予算外資金、及び農業に用いる他の投資を指す。

第三条 各級人民政府及び関係部門は農業投資をする場合下記の原則を遵守しなければならない。

(一) 各級の人民政府は逐次に農業投資の総体レベルを高めるべきである。各級財政が農業に対する総投資の増大幅は必ず本級財政の経常性収入の増大幅より高まなければならない。

(二) 農業投資使用への管理を強化し、資金使用の効果を高め、且つ、農村集団経済組織が合理的に資金を使用することをを導く。

(三) 社会、生態、経済等の効果と利益を多方に配慮して、無償使用と有償使用との結合を実行する。

(四) 税金、価額と手形の割引等の経済手段を利用して農業企業、農村各種類の経済組織、

農家、他の事業体及び個人が農業に対しての投資を励まし、導く。

第四条 各級の人民政府は農業投資に対する組織と指導に責任を持つ。各級人民政府の計画、財政、科学技術、土地、監査と農業、林業、水利、漁業、畜産業、農機、気象、農業開拓等の行政主管部門は、各自の職責に依って、

農業投資の準備、使用、管理と監督をよくすべきである。

第二章 資金の出所

第五條 第五條 省級人民政府の財政予算は農業に対する総投資は以下のものである。

(一) 農業の基本建設への投資は本級基本建設に対する投資総額の30%に低下しべからずである。

(二) 農業科技三項費用は本級科技三項費用のような支出の35%を占めるべきである。

(三) 省級財政は農村生産の支出と農業部門の事業費への支援を手配する。その増大幅が財政の経常的な増大幅より高いことを保証するもつで、年一年に農業生産的な資金が財政から農業支援の支出を占める比率を増加すべきである。

(四) 農業の総合開発資金としてぜひ中央財政の確立された農業総合開発項目資金と組み合わせる比率に従つて手配を保証しなければならない。

(五) 農業に用いる他の投資を優先的に手配すべきである。

省属の大型水利工程と特大な水防、旱魃との闘い、森林防火、及び大範圍動物の病虫害の防除、重大な疫病の撲滅などの突発的、臨時的な重大事件に要る資金は別に手配する。

第六條 市、県(県級市、民族自治県、市轄区を含め、以下は同じ)人民政府の財政部門として農業に対する総投資がその増大幅が本級財政の経常収入の増大幅より高まることを保証するもつで、逐年に農業支援の資金が本級財政支出の占める比率を高めるべきである。

第七條 県級以上の人民政府及び関係部門は国家及び省の関連規定に依り、農業発展、林業、水利建設等各項の農業専用資金を設立すべきである。各資金の徴収と使用、管理の方法は省人民政府の規定に依つて執行する。

第八條 財政から農業支援用回轉資金の出所は以下のものである。

(一) 規定に依り、当年度の予算内に手配した無償割当金を有償使用の資金に変える。

(二) 規定に依り、受け取つた資金占用費(期限の切れた占用費と預金利子を

含め)には回転資金の委託放出手数を差し引く残額。

(三) 上級の財政が支払った財政農業支援の回転資金。

(四) 他のルートで調達した農業支援の回転資金。

第九条 各級政府と政府に依頼された部門又は事業体が受け取って、農業に用いる予算外資金は必ず本級財政に納入して専門な口座で管理をして、その項目にのみ使用しなければならない。収支後の残額は来年度の専門項目に用い、地方財政予算の釣り合いに使ってはいけない。

第十条 各級政府は外資利用をマクロコントロールする場合、農業の外資利用の必要な割り前を保持すべきである。

第十一条 各級人民政府は耕地基本建設制度と農村水利労働累積工制度を引き続き堅持し、さらに完璧させるべきである。

第三章 資金の利用

第十二条 各級政府は農業投資について計画管理を実行し、一括して計画を按配し、重点を保証し、実効を重んじるべきである。農業投資はその項目にのみ使用すべき、いかなる事業体と個人は途中で押えたり、占有したり、流用したりすることを許されない。

第十三条 省級人民政府が農業に対する投資の使用範囲は次のようである。

(一) 全省的又は区域に跨る国土整備工程と生態環境の建設、保護工程；

(二) 全省的又は区域に跨る農地水利工程、大中型農業用機械の更新と修復再生及び農用飛行機での病虫害の予報と防除施設の建設；

(三) 全省的又は区域に跨る農業科学研究、教育、普及と経営管理システムの建設；

(四) 農業、林業、畜産業、漁業の種、種苗、種畜、種禽の備蓄調節システムの建設；

(五) 省内の経済が発達しない地区への扶助費用；

(六) 中央財政が支払った各農業資金と組み合わせる；

(七) 他の全省的又は区域に跨って農村経済発展と関する各事業への補助的な投資；

第十四条 省級以下の人民政府が農業に対する投資の使用範囲は次の内容を含める。

- (一) 区域性耕地の水利工程建設；
- (二) 管轄区内生態環境の建設と保護工程及び農業気候資源の利用と開発建設；
- (三) 区域性農業の総合的な開発、農産物の商品基地の建設；
- (四) 区域性の農業科学研究、教育、普及システムの建設；
- (五) 省内の経済が発達しない地区への扶助費用；
- (六) 上級財政が支払った農業資金と組み合わせる；
- (七) 国家と省の決められた他の農業投資；

第十五条 農業基本建設投資は中央と地方の農業建設項目と組み合わせ、外資導入と組み合わせ、省内重点な工程、他の工程の順序により手配し、且つだれが利益を受けるとだれかが引き受ける原則を堅持する。農業基本建設投資は主に河の治水、農地の排水と灌漑、貯水池の補強工程、商品糧、棉、油、肉、糖の生産基地と他の主な副食品の生産基地の建設、農業産業化及び産業化に関わる農産品の流通領域又は重点な基礎施設の建設、用材林、防護林生産基地の建設と農業生態保障システムの建設、農業科学研究、教育、技術普及、気象監視測定システムと農業災害測定、予報と予報防除工程の建設に用いる。

第十六条 農業発展基金は農業基礎施設建設の強化、及び農業科学技術成果の普及に用いるべきである。林業基金は主に造林、育林、森林防護及び林業生産にサービスする基礎施設、設備の建設に用いる。水利建設基金は次の項目のみに用いる。重点な水利工程の建設、中小河と湖の治水；重点な水土流失の予防と防除工程の建設；重点な都市水防施設の建設、水利工程のメンテナンス、省人民政府が批准されたほかの水利工程項目。

第十七条 農業支援回転資金の使用範囲は次のようである。

- (一) 栽培業、養殖業；
- (二) 農業科技成果の普及と応用；
- (三) 農産物と副産物の加工業と当地の資源優勢を応用する郷鎮企業；
- (四) 国有の農業企業と事業体は多様経営を発展する；
- (五) 農業産業化と農業社会化サービスシステムの建設；
- (六) 農業支援回転金のサポートする他の農業項目に適する；

第十八条 農業に用いる農業項目の予算外資金、農業総合開発の資金、貧乏への救済用資金と仕事を救済に代わる資金は、国家と省の関連規定に依って手配して利用する。国家が別途に規定するほかに、管理費を受け取ってはならない。

第十九条 確定された農業支援項目の資金は季節の要求に応じて直ちに支払い、農業支援金が農期に遅れないよう保証しなければならない。本年度にまだ届かなく、または支出されないのは、ぜひ補足し、又は来年度に転じて使う。

第四章 管理と監督

第二十条 各級の人民政府は年度国民経済と社会発展計画及び財政予算を作成する時、本条例の規定に依り、農業投資を手配しなければならない。年度計画と予算に確定された農業投資は、無断で削ってはならない。確かに変更する必要がある場合、人民政府が本級の人民代表大会或いは人民代表大会常務委員会に呈出して許可を受ける。

第二十一条 各級人民政府の農業、水利、林業、漁業、畜産業、農業機械、農業開墾、気象等の行政主管部門は、当部門の農業投資計画の作成、当部門の農業資金の使用管理、資金の使用に対するの監督と検査に責任を持つ。

第二十二条 農業基本建設の投資について計画管理を実行し、厳格に国家の規定する管理手順を執行する。各級人民政府の計画行政部門は農業基本建設の投資企画と年度基本建設の投資計画の作成、農業基本建設項目に対しての審査と批准、予算外資金が農業建設項目に投資する建設項目の制定、政府農業資金の投入方向に対するマクロコントロール、建設項目の開始と完工への審査基準と検収に責任を負う。

第二十三条 財政部門は年度財政農業支援資金と決算、財政農業支出資金の調達と支払い、農業支援回転金の放出と回収及び管理、農業投資の使用と管理に対する監督検査に責任を持つ。

第二十四条 科技行政主管部門は農業科技三項費用の使用計画、当費用使用の管理に対する監督検査に責任を負う。

第二十五条 監査部門は定期的に農業資金の投資、使用、管理を監査し、本級の人民代表

大会常務委員会と人民政府に報告する。

第二十六条 郷、鎮人民政府は上級人民政府及び関連部門により割り当てられた農業資金と本級の投入した農業資金の管理、使用に責任を負う。

第二十七条 各級人民政府は所属部門と下級の人民政府の本条例を執行する状況を監督検査に責任を持つ。且つ直ちに本条例に違反する行為の是非に責任を負う。

第五章 法律責任

第二十八条 およそ本条例に違反して下記行為の一つあるのは忽ち是正すべき、事情の程度に応じて国家と省の関係規定に従って、関係部門により行為責任者と直接責任者に行政処分を与える。

- (一) 本条例の規定に違反し、農業投資を無断に減らすもの；
- (二) 規定により農業発展、林業、水利建設等各農業専用基金を設立しなかったもの；
- (三) 農業基本建設投資の使用機関は規定により項目管理を実行しなかったもの；
- (四) 職責を軽んじて、農業資金に損失を与えたもの；

第二十九条 無断で農業投資の用途を変えて、又は農業投資を途中で押さえ、流用し横領し、及びいんちきをして農業資金を騙し取るものは、資金の出所により本級或いは上一級の財政部門により取り戻す。行為責任者と直接責任者に上級機関又は所在部門により行政処分を与える。

第三十条 徴収機関は規定に依り農業専用基金を納入しなかった事業者又は個人に期限を切って納入させることを命令する。そして期限を過ぎる日から日割で未納基金額の万分の五により滞納金を受け取る。

第三十一条 本条例に違反し、犯罪になると、法によって刑事責任を追及する。

第六章 付則

第三十二条 本条例は公布の日より施行する。